

平成 26 年度 経済産業省
貿易救済措置関連調査事業

アンチダンピング関税に係る調査実務の改善のための
情報収集に関する
調査報告書

平成 27 年 2 月 27 日

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所

はじめに

WTO協定で認められた貿易救済措置（アンチダンピング措置、補助金相殺措置、セーフガード措置）については、自由貿易の浸透により多くの関税が引き下げられている中で、その果たす役割がますます大きくなっており、一部の主要ユーザー国によって積極的に活用されている。しかしながら、我が国は、これまで多くのケースにおいて貿易救済措置の被発動国となっているものの、発動国として貿易救済措置を活用してきた実績は少なく、このため調査当局の実務経験も他国の調査当局と比較して少ないことは否めない状況にある。

このような状況に鑑み、本事業においては、アンチダンピング措置の主要ユーザーの貿易救済措置の調査実務について、特に論点となる事項及び経験の少ない事項を中心に情報収集を行い、我が国の貿易救済措置に係る調査実務の改善に活かすことを目的とするものである。

本調査報告書が我が国における貿易救済措置の有効活用の一助となれば幸甚である。

平成 27 年 2 月 27 日

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
外国法事務弁護士 梅島 修

目 次

第 I 章	アンチダンピング関税措置に係わる米国及び欧州の措置	1
A.	米国のアンチダンピング調査	1
B.	EU のダンピング調査	2
第 II 章	WTO 紛争における AD 手続、輸出価格、正常価格、マージン計算に係わる事例	3
A.	WTO パネル・上級委員会での取扱いの概要	3
1.	手続：適正手続及び透明性	3
a.	質問状 (Questionnaires)	3
i.	「30 + 7」日の回答期間を与えるべき「質問状」の範囲：(EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 600-623)	3
b.	公開用要約	5
i.	公開要約版を提供しないことが認められる場合：(EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 545-556)	6
ii.	情報を開示しないことが認められる正当理由 (国内生産者の名称の例) (EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 576-593)	7
iii.	利害関係者に開示すべき「情報」の範囲 (製品特徴の情報の例)：(EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 469-528)	8
c.	重要事実として開示すべき事実	9
i.	損害認定に係わる重要事実の範囲 (プライスアンダーカッティングを根拠とした価格の押し下げ認定の例)：(China – GOES, WT/DS414/AB/R, パラ 233-251)	9
ii.	正常価格・輸出価格に用いられたデータ、グルーピング、調整、計算過程の開示 (China – Broilers, WT/DS427/R, パラ 7.66-7.107)	11
2.	ダンピングマージン計算：正常価格	13
a.	調査対象産品	13
i.	AD 協定における調査対象産品の定義の不存在 (US – Softwood Lumber V, WT/DS264/R, パラ 7.139-7.158)	13
b.	通常の商取引	15
i.	正常価格を構成する国内販売取引からの関係会社間の取引の除外 (US – Hot-Rolled Steel, WT/DS184/AB/R, パラ 131-158)	15
ii.	輸出生産者の関連販売先が川下に販売した取引に基づく正常価格の認定 (US – Hot-Rolled Steel, WT/DS184/AB/R, パラ 159-180)	16
c.	正常価格 – 原価計算	17
i.	調査当局が回答企業の帳簿上の原価計算と異なる原価計算方法により原価を認定する場合の当局の義務 (China – Broilers, WT/DS427/R, パラ 7.133-7.175)	18
d.	「市場の特殊な状況」 (Particular Market Situations)	20
i.	輸出生産者の帳簿原価、販売価格を却下した後、第三者の原価に代替してよい (EU – Biodiesel from Argentina, パネル設置要請書, WT/DS473/5; EU – Cost Adjustment Methodologies, パネル設置要請書, WT/DS474/4)	20
3.	ダンピングマージン計算：輸出価格及び比較	21
a.	輸出者とは誰か?	21
i.	関係会社である複数の輸出法人を単一の輸出者と取り扱って良い場合 (Korea-Paper, WT/DS312/R, パラ 7.148-7.171)	21
ii.	非市場経済における国別レート – 国家と輸出者が一体の者であると判断できる場合 (EC – Fasteners (China), WT/DS397/AB/R, パラ 309-385)	22
iii.	調査当局が知り得ていない輸出者に対する AD 税率 (残余レート) の設定が認められる場合 (China – AD/CVD on Automobiles, WT/DS440/R, パラ 7.87-7.140)	24
b.	正常価格と輸出価格の価格比較性に影響する差が存在する場合の調整	25
i.	輸出価格と正常価格の比較方法についての調査当局の情報開示義務 (EC – Fasteners (China), WT/DS397/AB/R, パラ 478-492)	26
ii.	輸出価格と正常価格とを比較ための調整を行う必要性についての輸出者の立証義務と調査当局の対応 (US – Softwood Lumber V, WT/DS264/R, パラ 7.159-7.184)	27

iii.	輸出価格と正常価格とを比較する際に妥当な考慮を行うための調整の方法 (EU – Footwear (China), WT/DS405/R, パラ 7.276-7.287)	28
4.	仮決定及び暫定措置	30
a.	ダンピング・損害のないとする判断.....	30
i.	輸出者のダンピングは僅少であると決定した場合の調査の即時終了 (Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice, WT/DS295/AB/R, パラ 207-221)	30
b.	暫定措置	32
i.	暫定措置に先立つ、調査開始後の「調査」の必要性 (Brazil – Milk Powder, SCM/179, パラ 49-80)	32
第 III 章	貿易救済措置の実務に関する研究会	35
A.	貿易救済措置の実務に関する研究会・ディスカッション会合の開催	35
1.	開催要領	35
2.	プレゼンテーション資料	37
B.	貿易救済措置の実務に関する研究会・総括会合の開催.....	37
1.	開催要領	37
2.	研究会・ディスカッション会合の総括.....	38
3.	中国加盟議定書第 15 条を巡る欧米の議論	38
第 IV 章	提言	39
A.	正常価格	39
1.	正常価格の基礎として第三国価格を用いるか否か.....	39
2.	5 %有効性テストの適用方法.....	40
3.	生産原価割れテストにより同一の製品がない場合の、次候補.....	41
B.	輸出価格	42
1.	輸出価格の基礎とする販売の特定方法.....	42
2.	CEP における輸入者利潤の認定	42
C.	情報のアクセス	43
第 V 章	添付資料	44

第I章 アンチダンピング関税措置に係わる米国及び欧州の措置

本章では、米国及びEUにおけるアンチダンピング関税、WTOパネルでの取扱いに関し、その基礎となる調査実務、特に、調査プロセス、輸出価格、仮決定についてまとめる。それらまとめは、第 III 章において報告する「我が国のAD調査実務の改善に関する研究会」の結果を組み入れたものである。

A. 米国のアンチダンピング調査

次の事項について、添付1「米国反ダンピング調査・当初調査」のパワーポイント資料としてまとめた。

- 調査プロセスと証拠意見提出の機会
 - 米国AD手続の流れ
 - 損害認定手続 仮調査段階
 - ダンピング調査手続
 - 損害認定手続 最終調査段階
 - 損害最終決定、賦課命令
 - 資料の閲覧、入手
- 輸出価格の計算
 - EPの計算（米国商務省の例）
 - EP、CEP
 - 関連・非関連の別
 - 除外できる輸出取引
- 正常価格の計算
 - 5%有効性テスト
 - 計算（米国商務省の例）
 - 生産原価割れテスト、原価、構成価格
 - 非市場経済
 - 関連会社間の取引
- マージンの計算
 - モデルマッチング
 - 価格対価格比較のための正常価格の調整
 - ダンピングマージン計算例

- ダンピングマージン計算例（複数のモデルがある場合）

B. EUのダンピング調査

次の事項について、添付 2 「EU 反ダンピング調査・当初調査」のパワーポイント資料としてまとめた。

- 調査プロセスと証拠意見提出の機会
 - AD手続の流れ
 - 担当機関・調査開始前手続
 - 調査開始公告
 - 質問状
 - 現地調査・情報提出
 - 提出書類の閲覧・反論の提出
 - 暫定規則（暫定措置）
 - 暫定措置にかかわる重要事実の開示・意見提出
 - 最終規則の基礎とする重要事実の開示
 - 最終規則
- 輸出価格の計算
 - EP
 - CEP の例
 - CEP：EP がない・信頼できない場合
 - 関連・非関連の別
 - 除外できる輸出取引
- 正常価格の計算
 - 正常価格の基礎とする価格
 - 十分な数量テスト
 - 通常取引テスト
 - 非市場経済の場合の正常価格
- マージンの計算
 - マージン計算のための比較方法
 - 価格及び価格の比較性に影響を与える相違についての妥当な考慮

第II章 WTO紛争における AD 手続、輸出価格、正常価格、マージン計算に係わる事例

本章では、アンチダンピング調査及び措置に係わるWTOパネル・上級委員会での取扱いについてまとめたものに、第 III 章において報告する、「我が国のAD調査実務の改善に関する研究会」の結果を組み入れたものである。

A. WTOパネル・上級委員会での取扱いの概要

1. 手続：適正手続及び透明性

a. 質問状 (Questionnaires)

AD協定第 6.1 条

ダンピング防止のための調査に利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠を書面により提出する機会を十分に与えられる。

同第 6.1.1 条

ダンピング防止のための調査に使用される質問状を受領する輸出者又は外国の生産者は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる（注）。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

（注）輸出者に与えられる期間は、原則として、質問状（“questionnaire”）の受領の日から起算するものとし、このため、質問状は、回答者又は輸出加盟国の適当な外交上の代表者若しくは世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、輸出を行う当該関税地域の公式の代表者に送付された日から一週間で受領されたものとみなす。

- i. 「30+7」日の回答期間を与えるべき「質問状」の範囲：（EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 600-623）

論点：

① 「質問状（“questionnaire”）」とは何を指すのか？調査当局は、輸出者又は外国の生産者から情報を求める時はいつでも、「30+7」日の期間を当該輸出者又は外国の生産者に与えなければならないのか？

② EUが、中国の輸出者・生産者に送付した、市場経済扱い（MET）／個別税率（IT）の付与に関する書面（“Market Economy Treatment and/or Individual Treatment Claim Form” 以下、「MET/ITフォーム」という。）は、「質問状（“questionnaire”）」に該当し、AD協定第6.1.1条に基づき「30+7」日の回答期間を与えなければならないのか？

背景となった事実：

本紛争は、2009 年 1 月 26 日に EU が下した中国産鉄・鉄鋼ファスナー・アンチダンピング調査の最終決定、また、非市場経済国方式に基づく AD 税率の決定方法を定めた EU の基本 AD 規則第 9 条(5)について、中国が WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

MET/IT フォームは、非市場経済国の輸出者又は生産者が、市場経済が浸透している者としての取り扱いを受ける（正常価格、輸出価格共に当該輸出者又は生産者のデータが活用される）か、個別税率を得る（Individual Treatment (IT) 正常価格は代替国価格を用いるが輸出価格については当該輸出者又は生産者のデータが活用される）かいずれかの取り扱いを受けるための基礎となる情報を 14 ページにわたって求めるものであり、その回答にあたり、EU は中国の輸出者・生産者に対し、調査開始から 15 日間を与えた。MET/IT フォームが求める情報は具体的には以下のとおり。

MET/IT フォームが求める情報（EU Basic AD Regulation Article 2(7)）

- ・ 企業名及びその他の企業情報
- ・ 調査対象貨物の主要な原材料及びコスト項目
- ・ 知的財産権
- ・ 労働者の権利及び労働環境
- ・ 生産設備及び生産状況、販売価格、財務諸表、会計原則及び実務

申立国（中国）の主張：

① 「質問状」とは「現地調査で確認が行われるほど重要な情報を求めるもの」。MET/IT フォームを「質問状」ではないとしたパネルの判断は誤り。

② EU が中国の輸出者・生産者に対して MET/IT フォームへの回答期間を 15 日しか認めなかったことは、「30+7」日の回答期間を与えることを定めた AD 協定第 6.1.1 条に反する。

被申立国（EU）の主張：

① 中国の解釈は、「質問状」の定義を、恣意的かつケース・バイ・ケースの判断に依るものとする。

② MET/IT フォームは、極めて限定的な情報の提供を求めるものであり、AD 調査において送付される「包括的な当初質問状」とは異なる目的を有するものであるため、「質問状」ではないとしたパネルの判断は正しい。

上級委員会の判断：

「質問状」の意味及びその対象範囲と、その定義に、特定の種類の書面を当てはめるにあたっては、利害関係人がAD調査における質問状に対し回答しなければならないと考える全ての情報を提出するための「十分な機会を与える」ことと、AD協定5.10条に基づき調査に与えられた全体のタイムフレームに加え、AD協定6.14条に規定されたとおり当局が迅速に手続きを進める必要性とのバランスが反映されなければならない。

① AD 協定 6.1.1 条に基づき 30 日間の回答期間を回答企業に与えるべき「質問状」とは、次の 2 点を満たす質問状を指す。

- ・ 調査の早い時期に配布される相当程度の情報を要請する書類であること。
- ・ この質問状により調査当局が調査の鍵となる側面（すなわち、ダンピング、損害及び因果関係）に関する相当程度の量の情報の提出を求める書類であること。

調査当局によっては、1 件の「質問状」により、それらすべての側面の情報を要求する場合も、複数の相当程度の情報を要求する「質問状」を発出する場合もある。ある情報の要請が AD 協定第 6.1.1 条の「質問状」に該当するか否かは、その長さ及び複雑さばかりでなく、要求された情報の内容及びその要求の目的により判断される（パラ 613, 616）。

② 上記「質問状」の定義に当てはめると、MET/IT フォームは、非市場経済国の特定の輸出者・生産者が、市場経済下の輸出者・生産者として取り扱われるか否か決めることを目的としたものであり、パネルが認定したとおり「全てのAD調査に関係するものではなく、また、ダンピング、損害及び因果関係の判断に直接関係するものでもなため、AD協定第6.1.1条の「質問状」にあたらない。

③ しかしながら、調査の開始通知から15日以内の回答期限は、その内容からして第6.1条の定める「十分な機会」としては短すぎる。とはいえ、中国は、第6.1条に基づく主張を行っていないため、この点についての違法性は認定しない。

b. 公開用要約

AD協定第 6.4 条

当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報であって、6.5 に規定する秘密のものではなく、かつ、ダンピング防止のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

同第 6.5 条

いかなる情報も、その性質上(例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として)秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない(注)。注 加盟国は、特定の加盟国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

同第 6.5.1 条

当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものとする。例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

- i. 公開要約版を提供しないことが認められる場合：（EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 545-556）

論点

どのような場合に、秘密情報の要約を提供しないことが認められるか。

背景となった事実：

本紛争は、2009 年 1 月 26 日に EU が下した中国産鉄・鉄鋼ファスナー・アンチダンピング調査の最終決定、また、非市場経済国方式に基づく AD 税率の決定方法を定めた EU の基本 AD 規則第 9 条(5)について、中国が WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

国内生産者は、流通システム及び価格設定に関する情報についての公開用要約を提供せず、また、かかる要約が提出できない「例外的な場合」に該当する理由についての説明も提出されていなかった。EU は、そのような状況を放置していた。

申立国（中国）の主張：

一部の国内生産者の提出資料の公開版には秘密情報の要約が含まれていない。調査当局は、中国利害関係者が公開用の要約を請求にもかかわらず、なんら、是正措置を講じなかった。そのような不作為は AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。

被申立国（EU）の主張

AD 協定 6.5.1 条は調査当局に対して、公開用要約を提供する最善の努力を行うよう要請したものに過ぎず、適切な公開用要約又は当該要約を提供できない理由の取得を確保することを義務付けたものではない。

上級委員会の判断：

6.5.1 条は、公開用要約を作成しない場合を、公開用要約を作成することが不可能である「例外的」な場合にのみに限定している。秘密情報を開示しない代替方法又は情報の実質を理解するに足りる程度に十分な詳細を提供する代替方法がない場合、情報の要約は不可能であると言える。調査当局がその判断を行うにあたっては、当事者の主張を精査して、例外的な場合であることが立証されていること、合理的な要約が不可能であるとする理由が適切に説明されていることを認定しない限り、AD協定に反することとなる。（パラ 543-544）

本件では、したがって、EU は国内生産者が公開用要約又は情報の要約が不可能である理由説明を提供することを確保しなかったものであるから、AD 協定第 6.5.1 条に違反である。（パラ 553）

- ii. 情報を開示しないことが認められる正当理由（国内生産者の名称の例）（EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 576-593）

論点

情報を開示しない「正当理由」として、どのような理由が認められるか。

背景となった事実：

本紛争は、2009 年 1 月 26 日に EU が下した中国産鉄・鉄鋼ファスナー・アンチダンピング調査の最終決定、また、非市場経済国方式に基づく AD 税率の決定方法を定めた EU の基本 AD 規則第 9 条(5)について、中国が WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

EU 域内産業は、その調査申請書において、AD 調査の申請者及び調査開始を支持する者の名称を秘密扱いとすることを求めた。その理由として、それら名称が開示された場合、中国製ファスナーを購入しているユーザーから報復として購買停止を受ける可能性があることを挙げた。

申立国（中国）の主張：

AD調査の申請者及び調査開始を支持する者の名称を開示することによって「商業的報復を招くおそれ（"potential commercial retaliation"）」があるとの主張は、「単なる仮定"merely hypothetical"」であり、AD協定第6.5条の秘密の取り扱いを求める「正当な理由（"good cause"）」にあたらない。

被申立国（EU）の主張

6.5 条は、機微な情報を開示することにより如何なる悪影響も生じることがないことを確保することを目的としている。したがって、主張される悪影響は、開示された場合を仮定したものである。

上級委員会の判断：

「正当な理由」の要件は、「その性質上」秘密である情報及び秘密として取り扱われることが求められた情報の双方に適用される。

秘密の取扱いを認める目的は、パネルが判断したように、悪影響のおそれが実際に生じないことを確保することである。調査当局は、「当事者の提示」を精査し、提出当事者の情報を保護する利益と非開示とすることによる適正手続を阻害する効果とを比較考量しなければならない。

本件において、秘密の取扱いを求める当事者が、当該取扱いの対象である情報（本件では申請を行った国内生産者の名称）の開示が不利な結果を招く可能性（本件においては商業的報復の可能性）があることを立証した場合、「正当な理由」を構成すると認定することを何ら排除するものではない。

iii. 利害関係者に開示すべき「情報」の範囲（製品特徴の情報の例）：（EC-Fasteners, WT/DS397/AB/R, パラ 469-528）

論点

AD協定第 6.4 条に基づき、利害関係者がその「主張について準備する」にあたり基づく「情報」とは、どのようなものを指すのか。

背景となった事実：

本紛争は、2009 年 1 月 26 日に EU が下した中国産鉄・鉄鋼ファスナー・アンチダンピング調査の最終決定、また、非市場経済国方式に基づく AD 税率の決定方法を定めた EU の基本 AD 規則第 9 条(5)について、中国が WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

本件では、EU 当局は、中国企業に対し、各輸出製品について 6 要因を記載して製品コード（PCN）を提出するよう求めたが、非市場経済方式における代替価格とされたインド企業の国内販売については、同様に詳細な製品特徴の情報を得られなかった。このため、EU 当局は、より幅広く製品をグルーピングして（「プロダクト・タイプ」として）、輸出価格と代替価格による正常価格との比較を行った。グルーピングは二つの特徴（強度及び汎用品と特別品の違い）に基づいており、PCN と共通するのは「強度」のみであった。

更に、輸出価格と代替価格による正常価格の比較に用いられた PCN とは異なるグルーピング（「プロダクト・タイプ」）の特徴について、利害関係者は、意見提出期限の前日まで知らされていなかった。

パネルの判断：

EU当局が、輸出価格と正常価格の比較の基礎となる「プロダクト・タイプ」について（中国の）利害関係者に情報を閲覧する機会を適時（timely）に与えず、中国の利害関係者は自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられなかったことは、AD 協定第 6.4 条、第 6.2 条に不整合である。

被申立国（EU）の主張

複数の製品を一つの製品グループ（「プロダクト・タイプ」）に分類することは「事実判断」であって、6.4 条の「情報」にあたらない。

上級委員会の判断：

AD 協定 6.4 条の「情報」には、「事実または生データ」に限定されるものではなく、「調査当局が組立て、処理し、まとめた情報」を含む。（パラ 495）

「プロダクト・タイプ」に関する情報は、その特徴や如何にそれが定められたかを含め AD 協定 6.4 条の「情報」に該当する。それは、調査当局のダンピングマージン計算に「用いられた」ものであり、ダンピング判断に関する利害関係者の「立場の主張」に欠くことのできないものであるからである。（パラ 498）

上述の通り、いずれの情報が利害関係者の「主張について準備する」にあたり基づく情報であるかは、AD 調査の特定の段階と特定の問題点（the particular stage of the anti-dumping investigation and the specific issue before the investigating authority）に拠る。（パラ 504）

c. 重要事実として開示すべき事実

AD協定第 6.9 条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

- i. 損害認定に係わる重要事実の範囲（プライスアンダーカッティングを根拠とした価格の押し下げ認定の例）：（China – GOES, WT/DS414/AB/R, パラ 233-251）

論点

重要事実とは、どのような情報を指すのか。損害認定の基礎となっていないプライスアンダーカッティングの事実に基づいて、価格の押し下げ及び同価格の上昇の妨げの事実に基づ

き損害を認定するものである場合、当該プライスアンダーカッティングの事実について開示する必要があるか。

背景となった事実：

本件は、中国商務部の行った米国産電磁鋼板の相殺関税及びアンチ・ダンピング当初調査（2009年6月1日調査開始、2010年4月10日最終決定）について、調査開始決定、調査申請書及び商務部が入手した証拠の開示、最終決定書における開示、ファクツアベイラブル（FA）の使用、「その他」レートの認定、損害調査における輸入製品の効果及び因果関係の認定などが AD 協定及び SCM 協定に不整合であるとして、米国が WTO 紛争解決機関に申し立てたものである。

中国の調査当局である商務部は、価格の押し下げ及び同価格の上昇の妨げの事実に基づき損害を認定した。その際、米国の生産者はダンピングを行っており、米国製品は「低価格」で輸入されたことを根拠としたが、①ダンピングの存在、②平均輸入単価の経年変化、③米国の輸出者による低価格設定政策の存在について情報開示をおこなったのみであった。

パネルの判断：

中国商務部はプライスアンダーカッティングの事実を損害認定の基礎とはしなかったが、商務部が認定した米国製品の「低価格」輸入は、2006～2008年のプライスアンダーカッティングの事実を参照しており、価格の押し下げ及び同価格の上昇の妨げの事実に基づく損害の認定はこの要因に依拠している。従って、プライス・アンダーカッティングの事実を裏打ちする価格比較に関する情報が重要事実に含まれる。

申立国（中国）の主張：

中国商務部の損害認定は、価格の押し下げ及び同価格の上昇の妨げの事実に基づくものであり、価格の押し下げの事実については、平均国内販売価格が 2009 年第一四半期に対前年同期比 30.25%下落したこと、価格の上昇の妨げの事実については、2008 年には販売価格とコストの差が 2007 年で 7%下がり、下落傾向は継続して 2009 年第 1 四半期には対前年同期比 75%に至ったと仮決定等において開示しており、これ以上の開示は秘密の取り扱いに触れるため、この程度の開示で十分である。

上級委員会の判断：

AD 協定 6.9 条は「重要な」「事実」の開示を求めている。「重要な」（essential）とは“significant, important, or salient”を指す。すなわち、最終的な措置の適用の是非の決定の過程において顕著（significant）な又は主要な事実、及び反対の結果をもたらす主要な事実である。（パラ 240）

本件において商務部は国内の同種の製品の価格の押し下げ及び同価格の上昇の妨げの事実について、米国製品の「低価格」を根拠としており、これを裏付けるのはプライスアンダーカッティングの事実であるから、プライスアンダーカッティングの事実は重要事実に含まれる。（パラ 244）特に、中国は、次の情報を開示すべきであった。

- (i) プライスアンダーカッティングが存在するとの結論に至るために依拠した値付け行動についての説明、
- (ii) 取引の日付、
- (iii) 平均単価の差異（100 分率による）

それらのうち、個別の価格情報は秘密情報であるが、その場合においても、中国は公開用要約を開示すべきであった。

ii. 正常価格・輸出価格に用いられたデータ、グルーピング、調整、計算過程の開示（China – Broilers, WT/DS427/R, パラ 7.66-7.107）

論点

ダンピングマージン計算の基礎となった重要事実には、どのような情報が含まれるか。利害関係者が提出したデータに加え、調査当局が行ったグルーピング、調整、計算過程は、重要事実として開示の対象となるか。

背景となった事実

本件は、米国が、中国が米国産鶏肉に対して行ったダンピング及び相殺関税調査、並びにそれらの結果として 2010 年 8 月 30 日に発動した最終相殺関税及び 2010 年 9 月 26 日に発動した最終 AD 税について、中国を相手取って WTO 紛争解決機関に申請したものである。

その重要事実の開示において、商務部は、如何にして正常価格、輸出価格及びそれらについての調整を行ったかについて叙述的に記述した。この記述は、企業別に、調査対象貨物の製品カテゴリーごとの輸出量、輸出価格及び正常価格並びに調査対象貨物全体のダンピングマージンの数値を記載した表を伴っていた。重要事実の開示書面では、モデルごとの加重平均輸出価格と加重平均正常価格の比較及びモデルごとの「マージン率」を調査対象貨物全体のマージンに加重平均することを示した。

申立国（米国）の主張：

重要事実には、調査当局が用いたデータと計算方法の両方が含まれる。中国商務部は少なくとも、①正常価格の算出に用いられた全ての計算、②輸出価格の算出に用いられた全ての計算、及び③生産コストの決定のため行われた全ての計算、について重要事実として開示すべきである（パラ 7.70）

更に、正常価格、輸出価格、製造コストについて各回答企業から提供されたデータの詳細な分析、各企業から提出された販売データについて行った調整や修正、除外したデータや拒絶したデータについての記述も必要である。また、コンピューター・プログラムのファイルや

スプレッド・シートについても正常価格、輸出価格、製造コストの計算に用いた計算式と併せて提供すべきである。

正常価格、輸出価格、マージン計算方法は「重要事実」にあたる。提出されたデータは「事実」である。当該データから正常価格、輸出価格に至るまでの計算も、「事実」である。それらはダンピングマージンの決定に必要なものであるから、重要事実である。また、それらの開示無くして、利害関係者はその利益を防御できない。商務部は、調整後の正常価格、調整後の正常価格・輸出価格、CIF 価格、マージン率至る計算過程、コンピュータプログラムを含む計算方法を示していない。かかる開示なしに、当局の計算の正確性は確認できない。これは、6.9 条に不整合である。

被申立国（中国）の主張

重要事実として開示対象となる情報は利害関係者が自己の利益を擁護するために限定されたものである。開示対象は「事実」に限定されており、当局の「論拠」ではない。「重要事実」とは当局の判断の基礎になった事実であり、ダンピングマージンの計算について「如何なる全ての側面についても」開示することを義務づけるものではない。商務部の開示の仕方によれば、利害関係者が望めば、その段取りを再現することが可能であり、自己の利益を擁護することが可能であるため、ダンピングマージン計算プログラムや計算のワークシートを開示する必要はない。

上級委員会の判断

重要事実とは、①ダンピング、②損害、③因果関係、に関する判断や結論を裏付けるものであり、措置適用にかかる決定の基礎を成すものである。AD 協定 6.9 条は、当局が行うマージン計算の「如何なる全ての側面についても」開示することを義務づけるものではないが、「調査当局による分析及び意思決定のプロセスにおいて考慮され、如何なる判断においても欠くことのできない事実の大部分」を開示することを求めている。（パラ 7.86）

AD 協定 6.9 条は利害関係者が自己の利益を擁護することを可能ならしめるため最も重要なものであり、利害関係者が調査当局により考慮された事実の完全性や正確性について意見を提出し、追加情報を提供し、誤りを正し、それら事実の適切な解釈について意見や議論を行うことができるよう、重要事実の開示において必要な情報が提供されなければならない。（パラ 7.87-7.88）

ダンピングの存在及びダンピング・マージンの決定にあたり、調査当局は、①正常価格の決定（構成正常価格を含む）、②輸出価格の決定、③正常価格と輸出価格の比較に用いられた販売、④価格比較に影響を及ぼす全ての調整、⑤データに適用された計算式に、いずれのデータが用いられたのかを開示しなければならない。（パラ 7.93）

AD 協定 6.9 条は重要事実の開示について特定の形式（format）を規定していない。開示方法が AD 協定 6.9 条の要請を満たすか評価するにあたっての基準は、それが回答者にとって望ましい形式で行われたかどうかではなく、回答者が自己の利益を擁護することができるだけの十分な重要事実の開示であったかどうかである。調査当局が参照しているデータを回答者が自らの質問状の回答という形で保有している場合、どこのどのデータが使われたかについて叙述的に記述することそれ自体が不十分な開示であるとされることはない。問題は、

開示の形式ではなく、3つの開示文書がAD協定 6.9 条の義務を充足するだけ十分詳細に計算に用いられたデータについての情報を提供しているか否かである（パラ 7.95）。

（脚注 175：コンピューター・プログラムやスプレッド・シート、実際の計算を開示することは、疑いなく利害関係者にとって価値のあるものであり、重要事実を開示する上で最も効率的な方法であろうと考えるが、それでも、それ以外の形式による開示もAD協定 6.9 条に整合的である。）

2. ダンピングマージン計算：正常価格

a. 調査対象産品

AD協定第 2.6 条

この協定において「同種の産品」とは、同一の産品、すなわち、検討の対象となる産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。

- i. AD協定における調査対象産品の定義の不存在（US – Softwood Lumber V, WT/DS264/R, パラ 7.139-7.158）

論点

AD 協定は、調査対象産品の範囲について、どのような規律を規定しているか。

背景となった事実

本件は、2001 年 4 月に米商務省がカナダからの軟材製品に対して開始した AD 調査のうち、調査対象産品及びダンピングマージン計算に係わる事項について、カナダが米国を相手取って WTO 紛争解決機関に申請したものである。同調査では、対象産品の輸出者が多数にのぼったため、米商務省は、調査対象を、カナダの軟材輸出者のうち上位 6 社（West Fraster 社、Slocan 社、Tembec 社、Abitibi 社、Canfor 社及び Weyerhaeuser Canada 社）に限定した。2002 年 4 月 2 日、最終 AD 税賦課命令が官報に公告され、カナダの各軟材生産者・輸出者に対する AD 税（預託率）は 2.18%から 12.44%とされた。

本AD調査・措置において、米国は、調査対象産品を 床及び外壁材として使用される軟材で、次のものを含むと定義した。

- (1) coniferous wood, sawn or chipped lengthwise, slice or peeled, whether or not planed, sanded or finger-jointed, of a thickness exceeding six millimetres;
- (2) coniferous wood siding (including strips and friezes for parquet flooring, not assembled) continuously shaped (tongued, grooved, rabbeted, chamfered, v-jointed, beaded, molded, rounded or the like) along any of its edges or faces, whether or not planed, sanded or finger-jointed;

(3) other coniferous wood (including strips and friezes for parquet flooring, not assembled) continuously shaped (tongued, grooved, rabbeted, chamfered, v-jointed, beaded, molded, rounded or the like) along any of its edges or faces (other than wood mouldings and wood dowel rods) whether or not planed, sanded or finger-jointed; and

(4) coniferous wood flooring (including strips and friezes for parquet flooring, not assembled) continuously shaped (tongued, grooved, rabbeted, chamfered, v-jointed, beaded, molded, rounded or the like) along any of its edges or faces, whether or not planed, sanded or finger-jointed."

申立国（カナダ）の主張

AD 協定 2.6 条は、調査当局に対し、第 1 に「調査対象産品」の特徴を特定し、第 2 に「同種の産品」の候補とされている各製品の特徴を特定し、最後にそれら特徴は同一であるか極めて類似したものであるかを判断することを義務付けている。米商務省は、調査対象産品の特徴を特定すること、また、調査対象産品全体と同種の産品の候補の特徴とを比較することを怠った。米商務省は調査対象産品を幾つかのグループに分け、その各々に対する「同種の産品」を特定しているが、この方法は、第 2.6 条に不整合である。第 2.6 条違反は、さらに、5.2 条、5.3 条、5.4 条違反を構成する。

被申立国（米国）の主張

AD 協定上、調査対象産品の定義について、調査当局に何らの義務も課していない。

パネルの判断

AD 協定 2.6 条は、調査対象産品と比較される産品を決定するためのベースを定義している。しかし、調査対象産品をいかに定義すべきかについて何ら規定していない。

同種の産品は、「調査対象産品」が決定された後、特定されるものである。しかし、AD 協定上「調査対象産品」を定義する定めはない。（パラ 7.139-7.158）

本件において、米商務省は調査対象産品の範囲を定義し、それらを同種の産品の定義としても使用しているのであるから、第 2.6 条に整合的な方法により同種の産品を定義したものと思われる。したがって、米商務省により取られた方法は、第 2.6 条に不整合ではない。

注 - このアプローチは、後の幾つかのパネルが採用しているが、上級委員会では試されていない。

b. 通常の商取引

AD協定第2.1条

この協定の適用上、ある国から他の国へ輸出される製品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される製品は、ダンピングされるもの、すなわち、正常の価額よりも低い価額で他の国に導入されるものとみなす。

AD協定第2.2条

輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないためにそのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の製品の比較可能な価格（代表的な価格である場合に限る。）との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたもののとの比較により決定する。

i. 正常価格を構成する国内販売取引からの関係会社間の取引の除外（US – Hot-Rolled Steel, WT/DS184/AB/R, パラ 131-158）

論点

国内販売について、回答企業（輸出生産者）からその関連企業に対する輸出国内販売を、正常価格の基礎とする販売グループから排除することが認められるか。認められるとすれば、排除対象を決定するにあたり、何らかの規律を遵守することが求められるか。

背景となった事実

本件は、米国による日本産の熱延鋼板製品に対する AD 調査及び措置に関する紛争である。米商務省は、1998 年 10 月 15 日に同調査を開始、1999 年 4 月 21 日に最終決定を発出して、川崎製鉄 67.14%、新日本製鉄 19.65%、NKK 社 17.86%、その他 29.30%のダンピングマージンを認定した。

米国商務省は、輸出国回答企業が関連企業に対して行った国内販売について、その取引価格が非関連企業への販売価格を下回る場合、非関連企業への販売価格の 99.5%以上である場合に限り、正常価格の基礎とすることとしていた。他方、非関連企業への販売価格を上回っていた取引は、「異常に高い」価格ではない限り、全てを正常価格の基礎とした。

申立国（日本）の主張

米商務省は、通常の商取引であるか否かを決定するために関連会社である顧客に対する価格設定と非関連の顧客に対する価格設定の差額を比較する「arm's length」テストを使用した。が、関連顧客への販売価格が非関連顧客への販売価格の 99.5%未満であれば正常価格の計算

から当該関連の顧客の価格を除外した。当該米商務省の実務は、AD 協定第 2.1 条、2.2 条及び 2.4 条に不整合である。当該「arm's length」テストは、販売が通常の商取引であるか否かを決定するための根拠として非合理的であり、第 2 条により認められるものではない。

被申立国（米国）の主張

加盟国は、「通常の商取引」ではない取引と判断するための異なるテストを、異なる根拠に基づき適用しているものである。非関連企業への販売価格よりも高い価格で販売された関連企業への販売は、異常に高くない限り、虚偽の取引とは言えない。他方、正常価格が歪められないよう、99.5%以下の価格の取引を自動的に排除しているものである。

上級委員会の判断

関係会社は同一経済体であり、それらの間の取引価格は企業法及び戦略又は会計法のため、通常の商取引価格よりも高い又は低いことがありえる。かかる取引は「通常の商取引」とは言えない可能性がある。（パラ 141）

他方、調査当局は、当該販売が通常の商取引であるか否かを判断する裁量を、公平に行使しなければならない。

米国商務省は、関連会社間の販売価格が非関連企業間の販売価格よりも低いことをもって自動的に関連会社間の販売を排除する一方で、当該価格が高い場合に同様の取り扱いとしないことは、2.1 条違反である。（パラ 131-158）

- ii. 輸出生産者の関連販売先が川下に販売した取引に基づく正常価格の認定（US - Hot-Rolled Steel, WT/DS184/AB/R, パラ 159-180）

論点

正常価格の基礎とする取引として、輸出生産者から同種の製品を購入した買主からの再販売取引（川下販売）を使用することができるか。

背景となった事実

本件は、米国による日本産の熱延鋼板製品に対する AD 調査及び措置に関する紛争である。米商務省は、1998 年 10 月 15 日に同調査を開始、1999 年 4 月 21 日に最終決定を発出して、川崎製鉄 67.14%、新日本製鐵 19.65%、NKK 社 17.86%、その他 29.30%のダンピングマージンを認定した。

米国商務省は、当該ダンピングマージンを認定するにあたり、輸出生産者の輸出国内の販売先が関連企業であり、「通常の商取引」に当たらないと判断した場合、かかる関連企業の再販売取引を正常価格の基礎とした。

申立国の主張

関連顧客への販売価格が「arm's length」テストを通過しなかったときに、関連顧客への販売価格に代えて、当該関連顧客が再販売した非関連顧客への販売を正常価格に使用することは、AD 協定第 2.1 条、2.2 条及び 2.4 条に不整合である。

被申立国（米国）の主張

AD 協定 2.1 条は、正常価格の基礎となる販売について、輸出国における消費に向けられた同種の製品の販売であり、通常の商取引であることと定めているが、当該販売の販売者について何ら制限していない。川下販売を正常価格の基礎とすることに何ら制限はない。また、川下販売を正常価格の基礎とすることが認められない場合、国内における高値販売を関連企業にさせることにより、ダンピングを簡単に隠すことができる。

上級委員会の判断

AD 協定 2.1 条は、正常価格の算定に使用することができる販売取引に関して、(1) 販売が通常の商取引であること、(2) 同種の製品であること、(3) 製品は輸出国における消費に向けられていること、(4) 価格が比較可能であることの 4 つの条件を課している。

当該条件のうちに、輸出・生産者が売主でなければならないという制限はなく、川下販売を正常価格の基礎とすること自体には問題がない。但し、当該価格に適切な調整を行う必要がある。（パラ 159-180）

c. 正常価格 – 原価計算

AD 協定第 2.2.1.1 条

費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。

当局は、費用の適正な配分に関して入手することができるすべての証拠を考慮する。この証拠には、調査の過程において輸出者又は生産者によって提出されたものを含む。ただし、費用の配分が、特に、無形固定資産及び有形固定資産についての適当な減価償却期間の設定並びに資本的支出その他開発費についての引当金の積立てに関し、輸出者又は生産者によって伝統的に行われてきたものであることを条件とする....

- i. 調査当局が回答企業の帳簿上の原価計算と異なる原価計算方法により原価を認定する場合の当局の義務 (China - Broilers, WT/DS427/R, パラ 7.133-7.175)

論点

世界の地域によって、好まれる鶏肉の部位は異なる。この場合において、鶏肉の生産原価はどのように配賦すべきか。

調査当局が輸出生産者の原価計算が不適當であるとして生産者の原価計算を却下する場合、調査当局はどのような義務を負うか。

背景となった事実

本件は、米国が、中国が米国産鶏肉に対して行ったダンピング及び相殺関税調査、並びにそれらの結果として 2010 年 8 月 30 日に発動した最終相殺関税及び 2010 年 9 月 26 日に発動した最終 AD 税について、中国を相手取って WTO 紛争解決機関に申請したものである。

そのダンピングマージン調査において、中国商務部は、米国生産者の帳簿は各部位に解体されるまでの総原価を米国販売に基づく各部位の価値により各部位に配賦していた、との事実を認定した。中国商務部は、米国生産者の原価帳簿は「費用を合理的に反映」していないとして、重量によりかかる総原価を配賦することとした。

申立国（米国）の主張：

米国産業は各部位（leg quarters, chicken paws, breast meat）の価値に基づきコスト配賦を行ったが、これは米国企業が歴史的に用いてきた GAAP に従った合理的な原価計算方法である。中国商務部は、これを無視して単純に重量ですべての部位にコストを再配賦した。さらに、なぜそうしたかの理由説明もない。これは、AD 協定 2.2.1.1 条に不整合である。

被申立国（中国）の主張

原価配賦は、ダンピング調査の目的に沿ったものであり、さらに個別事例の状況に適したものでなければならない。輸出国の GAAP に整合しているからといって、直ちに、個別製品の原価を合理的に計算したものとは言えない。焦点を当てるべきは、生産者が生産に要した費用であって、販売価値ではない。もし、販売価格比で配賦するのであれば、全世界販売を基礎とすべきである。

パネルの判断

AD 協定 2.2.1.1 条に言う「normally」とは、通常の状態、原則として、という意味である。すなわち、同条は、正常価格の原価計算には回答企業の帳簿を用いるとの推定（presumption）を置いている。

①AD 協定 2.2.1.1 条第一文（邦訳では第 1 文及び第 2 文）の義務について

本件において議論された二つの方法（製品の重量に基づく配賦、または部位ごとの販売価値に基づく配賦）は、いずれも本質的に不合理ではない。中国がパネルにおいて主張したような懸念（生産者は世界的に販売を行っているにも関わらず、米国における売上のみに基づく配賦を行ったこと、及び対象部位は国内市場でも輸出市場でも販売があるにもかかわらず回答企業は「副産物」と扱ったこと）は、2.2.1.1 条に基づき調査当局が「評価することのできる」、検討の対象となる製品の生産及び販売にかかる費用を妥当に反映しているかにかかる懸念であった。しかし、その懸念は、調査記録に残されておらず、結果、GAAP に基づかない配賦を採用する理由は最終決定にて説明されていなかった。よって、2.2.1.1 条第 1 文（邦訳では第 1 文及び第 2 文）に違反する。（パラ 7.167-7.175）

②AD 協定 2.2.1.1 条第二文（邦訳では第三文及び第四文）の義務について

過去の紛争（米国－軟材 V 等）に上級委員会に示された枠組みに従い、AD 協定 2.2.1.1 条第二文（邦訳では第三文及び第四文）に基づく義務を充足しているか否かは、以下の 3 つの観点から判断する。

- (i) 単に証拠を受け取り、それに注意を払う以上のことを行ったか。
- (ii) 様々な配賦方法について検討（reflect）し、各方法の利点を比較考慮（weigh the merits of）したか。
- (iii) 上記 (ii) に該当する場合、その検討内容が証拠として適切な文書に反映されているか。

同条は、調査当局に、回答企業の帳簿が GAAP に沿っていない又は合理的に原価、経費を反映したものではないとの理由から回答企業の帳簿を使用しないこととすることを認めているが、調査当局は当該規範から逸脱して帳簿を却下する場合、その理由、さらに別途の方法の利点を比較考量し、調査記録又は最終決定において説明しなければならない。（7.167-7.175）

調査において、中国商務部は証拠を受領しそれに注意を払ったのみならず、回答企業に対して経費の経理方法について一連の質問を行っている。これらは、回答者の経費配賦方法を理解するにあたり、一般的な懸念を有していたことを示している。しかしながら、調査記録には、何ら仮決定の後に回答者より示された代替的な配賦方法の利点について比較考慮した証拠が認められない。また、何故、調査当局自身の配賦方法が適切なコスト配賦方法なのかについての理由の説明もない。したがって、AD 協定 2.2.1.1 条第二文（邦訳では第三文及び第四文）の義務に違反する。（パラ 7.186-7.198）

d. 「市場の特殊な状況」 (Particular Market Situations)

AD協定第 2.2 条

輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないためにそのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の製品の比較可能な価格(代表的な価格である場合に限る。)との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたものとの比較により決定する。

- i. 輸出生産者の帳簿原価、販売価格を却下した後、第三者の原価に代替してよい
か (EU – Biodiesel from Argentina, パネル設置要請書, WT/DS473/5; EU – Cost
Adjustment Methodologies, パネル設置要請書, WT/DS474/4)

論点

輸出国の行った輸出制限は、国内原料価格が国際価格よりも低い状況となる結果となりえる。そのような場合、

- ① WTO加盟国は、生産者の記録上のそのような「人為的に低い」原料価格を、調査対象製品の生産及び販売の費用を合理的に反映していないとして無視して良いか？
- ② 調査当局は、実原価とは直接関係のない、国際市場価格に置き換えてよいのか。

背景となった事実 (申立国の事実の主張)

- ① *EU – Biodiesel from Argentina* (申立国：アルゼンチン)

調査当局は、回答企業の帳簿に記録された原価は人為的に低く又は歪曲されたものであるとして、正常価格として、生産及び販売に合理的に関係している原価ではない原価を構成価格に加えて計算した。具体的には、調査当局は、電気、ガスなど原材料エネルギー原価等が生産及び販売の原価を合理的に反映していないとして、回答企業の会計帳簿に記載の製造原価を却下し、原産国ではない国の原価に置き換えて、

- 生産原価を計算してコスト割れテストを行い、
- 構成価格を再計算し、
- そのように調整した正常価格を輸出価格と比較し、公平な比較を行うことを怠った。

- ② *EU – Cost Adjustment Methodologies* (申立国：ロシア)

輸出国市場での販売価格は原材料及び調査対象製品に輸出税及び価格操作その他の市場による障害が存在し又は世界市場価格からかけ離れている「特殊な市場の状況」にある、として当該販売価格を却下した。

申立国（アルゼンチン、ロシア）の主張

パネル報告書未公表のため、不明。

被申立国の（EU）主張

パネル報告書未公表のため、不明。

パネル判断

パネル報告書未公表のため、不明。

3. ダンピングマージン計算：輸出価格及び比較

a. 輸出者とは誰か？

AD協定第 6.10 条

当局は、原則として、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる製品のダンピングの価格差を個別に決定する。

- i. 関係会社である複数の輸出法人を単一の輸出者として取り扱って良い場合（Korea-Paper, WT/DS312/R, パラ 7.148-7.171）

論点

調査当局は、複数の法人を単一の輸出者として取り扱ってよいのか。

背景となった事実

本件は、韓国が 2002 年 9 月 30 日に開始し、2003 年 9 月 24 日に最終決定を発出したインドネシア産のビジネス情報用紙及び上質印刷紙について、インドネシアが韓国を相手取って提起した WTO 紛争である。

韓国の調査当局は、同 AD 調査の最終決定において、Indah Kiat 社、Pindo Deli 社及び Tjiwi Kimia 社の 3 社を Sinar Mas グループに属する企業として単一の輸出者として取扱い、1 つのダンピングマージン（8.22%）を認定した。

また、Sinar Mas グループ企業に対して 8.22%、April Fine 社に対して 2.80%、その他のインドネシアの輸出者に対して 2.80%の AD 税を賦課した。

申立国（インドネシア）の主張

調査当局は Sinar Mas グループの 3 社を輸出者 1 社と取り扱うことを決定した。これは、それら輸出者がそれぞれ独立した法主体であることを無視したもので、6.10 条に反する。たとえ、同条は複数の法主体を 1 輸出者と認定することが認められているとしても、調査当局は、それら者の間において国内販売及び輸出販売について調整がなされていることを認定する必要がある。

被申立国（韓国）の主張

6.10 条は、輸出者、生産者にマージンを認定することを求めているものであり、法人ごとにマージンを認定することを求めている。AD 協定は輸出者、生産者についての定義はない。したがって、単一の経済単位を輸出者と認定することができる。

パネルの判断

6.10 条は、「会社間の組織上又は商業上の関係が十分に親密である」場合、複数の法人を単一の輸出者と取り扱うことを認めていると解釈することができる。

本件では、(i) 親会社は 3 企業それぞれの過半数を所有している、(ii) 取締役の兼務など、経営陣が兼任されている、(iii) 1 社が 3 社全てに国内販売を配分していることが認められる。調査当局は、それら親子会社を単一の輸出者・製造者と扱うことができる。（パラ 7.148-7.171）

- ii. 非市場経済における国別レート — 国家と輸出者が一体の者であると判断できる場合 (EC – Fasteners (China), WT/DS397/AB/R, パラ 309-385)

論点

中国加盟議定書その他 WTO 協定に基づき非市場経済と認定された国に対して「国別 AD レート」を認定することは認められるか。

背景となった事実

本紛争は、2009 年 1 月 26 日に EU が下した中国産鉄・鉄鋼ファスナー・アンチダンピング調査の最終決定、また、非市場経済国方式に基づく AD 税率の決定方法を定めた EU の基本 AD 規則第 9 条(5)について、中国が WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

EUの基本AD規則第9条(5)は、中国の輸出者が同項に掲げる5項目の条件（個別取扱いテスト、以下「ITテスト」という）を満たした場合に限り、非市場経済国方式（実際の輸出価格と正常価格として第三国の代替価格とを比較してダンピングマージンを計算する方法）により個別AD税率を決定するとしている。ITテストを満たさなかった輸出者について、実際の輸出価格を使用せずに、FA適用を含む別途の方法により、不合格企業全体のダンピングマージンを計算してAD税を課している。

申立国（中国）の主張

ITテストを満たさなかった輸出者全体のダンピングマージンを計算してAD税を課すことは、輸出者毎の個別AD税率を決定することを求めたAD協定第6.10条、第9.2条、第9.4条、さらにAD協定第2条及び第9.3条柱書に不整合である。

被申立国（EU）の主張

6.10条は調査当局に無条件で個別輸出者のレートを認定することを求めているものではなく、個別レートを認定することが望ましいとしているに過ぎない。*Korea – Certain Paper* パネルは、調査当局が「価格差別の実際の源」を単一の供給者と認定することを認めている。

AD規則第9条(5)は、非市場経済における政府が輸出者を法的支配及び事実上の支配を行っているかを判断する基準を定め、非市場経済における「価格差別の実際の源」を特定する規定である。非市場経済の場合、政府による支配が存在するという推定が一般原則である。したがって、個別輸出者は政府から独立しているか否かを判断することとなる。

かかる推定は、中国加盟議定書15条(a)(i)及び(ii)において中国企業に市場経済の証明を求めていることから裏付けられる。当該規定は、中国企業は中国政府から独立していないとの前提に立っていることを示している。

上級委員会の判断

6.10条は、例外が適用される場合を除き、調査当局に輸出者・生産者それぞれのダンピングマージンを決定することを求めている。中国加盟議定書を含め、いずれの協定も、非市場経済のルールとして6.10条の規則から逸脱することを認めていない。

Korea – Certain Paper (DS312) の判断は、非市場経済の輸出者には個別取り扱いを受ける権利を与えられていないとの推定を正当化するものではない。

他方、AD 協定 6.10 条及び 9.2 条は、調査当局が、多数の輸出者を単一の輸出者であると判断して、1 つのダンピングマージンを認定して AD 税を賦課することを妨げていない。かかる状況には、次の場合を含む。

- (i) 複数の輸出者間に、共通の支配、株式保有、経営など、会社組織的な関係が存在すること、
- (ii) 輸出者と国家の間に、共通の支配、株式保有、経営など、会社組織的な関係が存在すること、または
- (iii) 国家が、価格または生産高に関して輸出者の行動を指揮し又は実質的に影響を与えていること。

国家が価格及び生産について複数の輸出者の行動を指示し又は実質的に影響を与えている場合、当該輸出者は単一の輸出者とみなされ、1 つのダンピングマージンを認定して AD 税を賦課することができる。*Korea – Certain Paper* (DS312) パネルは、商業的關係及び会社組織の關係から、「単一の輸出者」と見なすことができると判断したものである。会社という観点以外から、国家は複数の輸出者の価格設定、生産量を指示し、又は重大な影響を与えており、それら輸出者は「単一の輸出者」と判断できる場合はあろう。(パラ 376-380)

複数の輸出者が単一の輸出者と判断される場合であっても、複数の企業の平均輸出価格を判断しなければならない。

- iii. 調査当局が知り得ていない輸出者に対する AD 税率（残余レート）の設定が認められる場合（*China – AD/CVD on Automobiles, WT/DS440/R*, パラ 7.87-7.140）

論点

調査において知り得なかった輸出生産者・将来の輸出生産者に対して AD 税を賦課して良いか。良いとすれば、それら者に賦課する AD 税率（「残余レート」）を認定することができるか。

背景となった事実

本紛争は、中国が米国から輸入された自動車に対し、2009 年 11 月 6 日に調査を開始し、2011 年 5 月 5 日に最終決定を発出し、2011 年 12 月 14 日に AD 税及び相殺関税の賦課を同時に開始した事例について、米国がそれらの調査及び措置が AD 協定及び SCM 協定に不整合であるとして、WTO 紛争解決に申請したものである。最終 AD 税率及び相殺関税率は次の通りである。

	AD 税率	相殺関税率
General Motors	8.9%	12.9%
Chrysler Group	8.8%	6.2%
Mercedes-Benz	2.7%	0%
BMW	2.0%	0%
Honda	4.1%	0%
Ford	21.5%	0%

“All others”	21.5%	12.9%
--------------	-------	-------

申立国（米国）の主張

商務部は、AD 調査に応訴登録しなかった「その他全て」の米国企業に対して、個別調査した米国企業に対する AD 税率のいずれよりも高い、21.5%の AD 税率を課した。これは、ファクツ・アベイラブルを適用してその他レートを計算したものである。しかし、商務部は、当該企業に質問状を送付する努力を怠った。また、そもそも、それら企業は当局に知られていないのであるから、調査当局が質問状を送付することはできない。情報の提出を求められていない企業の AD 税率をファクツ・アベイラブルに基づいて決定することは AD 協定 6.8 条及び付属書 II.1.項に不整合である。

被申立国（中国）の主張

AD 協定は、残余レートの認定方法について何ら定めていない。商務部は、AD 協定の定める適正手続の規定を全て遵守している。したがって、ファクツ・アベイラブルに基づく残余レートの認定に AD 協定不整合はない。

パネルの判断

全ての知り得た輸出生産者の個別レートを認定した場合であっても、知り得なかった輸出生産者・将来の輸出生産者に賦課する残余レートを認定することは、AD 協定 9.5 条、SCM 協定 19.3 条（新規供給者）の条項から予定されており、また、輸出者が AD 税賦課を迂回することなく、AD 調査に協力するインセンティブを与えるという政策目的からも肯定される。（7.99-7.100）

しかし、AD 協定は、残余レートの認定方法について何ら定めていない。

他方、調査当局は、知られていない輸出者に接触する合理的な段階を踏み、必要とされる情報の詳細を通知し、回答しなかった場合の結末を提示すれば、残余レートをファクツ・アベイラブルに基づいて判断することができる。

AD 協定は、当局が必要とする情報の通知方法に制限を置いていない。したがって、かかる通知は調査開始公告において、行うことができる。かかる通知を行った上であれば、残余レートをファクツ・アベイラブルにより決定することができる。（7.123-7.130） 本件では、商務部は、その調査開始公告において登録手続についてのべたもので、その必要とする情報の詳細を公告していなかった。したがって、ファクツ・アベイラブルに基づく残余レートの認定は AD 協定に不整合である。

b. 正常価格と輸出価格の価格比較性に影響する差が存在する場合の調整

AD 協定第 2.4 条

輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする。この比較は、商取引の同一の段階(通常の場合には、工場渡しの段階)において、かつ、できる限り同一の時点で行われた販売について行われる。価格の比較に影響を及ぼす差異(販売条件、課税、商取引の段階、量、物理的な特性における差異その他価格の比較に影響を及ぼしていると立証されたあらゆる差異を含む(注)。)に対しては、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払う。2.3 に規定する場合には、輸入から販売までの間に生じた費用(関税及び内国税を含む。)及び利潤に対しても考慮を払うべきである。この場合において、価格の比較に影響が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で正常の価額を定め、又はこの 2.4 の規定によって正当とされる妥当な考慮を払う。当局は、関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない。

i. 輸出価格と正常価格の比較方法についての調査当局の情報開示義務 (EC – Fasteners (China), WT/DS397/AB/R, パラ 478-492)

論点

比較される国内取引について価格調整が必要である旨を輸出者が立証する責任は、どの時点で生ずるか。

背景となった事実

本紛争は、2009 年 1 月 26 日に EU が下した中国産鉄・鉄鋼ファスナー・アンチダンピング調査の最終決定、また、非市場経済国方式に基づく AD 税率の決定方法を定めた EU の基本 AD 規則第 9 条(5)について、中国が WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

EU 当局は中国企業から各輸出製品について 6 要因を記載して製品コード (PCN) を提出するよう求めたが、非市場経済方式における代替価格とされたインド企業の国内販売については、詳細な製品特徴の情報を得られなかった。このため、EU 当局は、PCN のうち 1 要因が一致した代替国産品を調査対象産品と比較することとした。

他方、EU 当局は、代替国産品の製品コード情報を利害関係者に、意見提出期限の前日まで知らせなかった。

申立国（中国）の主張

EU 当局は、ダンピングマージン計算に係るインド製品のモデルタイプ、正常価格の決定方法、輸出価格との比較方法について開示しなかった。

被申立国（EU）の主張

AD 協定により開示すべきとされている情報は、価格比較に用いる原データ（販売価格等）であって、それら原データの分析について開示することは求められていない。

上級委員会の判断

輸出者は 2.4 条により調整の要請を立証する責任が課せられているものの、製品タイプを知らなければ当該責任を果たすことはできない。

調査当局は、AD 協定 2.4 条第 3 文により公正な比較のために必要となる情報を利害関係者に示す義務がある。輸出者は、当局から当該情報の開示がなされた後に、調整の必要を立証すべき義務を負う。（パラ 490）

本件では、EU 当局は、輸出者に提出を要求した PCN を比較対象を特定する目的に使用しないことを意見提出期限の前日まで通知しなかった。EU は「公平な比較を確保するために、いかなる情報が必要であるかを示す」ことを怠ったものであり、2.4 条違反である。

- ii. 輸出価格と正常価格とを比較ための調整を行う必要性についての輸出者の立証義務と調査当局の対応（US – Softwood Lumber V, WT/DS264/R, パラ 7.159-7.184）

論点

当局は、輸出モデルと比較する国内取引モデルが同一モデルではなかった場合において、調査当局は常に価格調整を行うことが義務付けられているか。

背景となった事実

本件は、2001 年 4 月に米商務省がカナダからの軟材製品に対して開始した AD 調査のうち、調査対象产品及びダンピングマージン計算に係わる事項について、カナダが米国を相手取って WTO 紛争解決機関に申請したものである。同調査では、対象製品の輸出者が多数にのぼったため、米商務省は、調査対象を、カナダの軟材輸出者のうち上位 6 社（West Fraster 社、Slocan 社、Tembec 社、Abitibi 社、Canfor 社及び Weyerhaeuser Canada 社）に限定した。2002 年 4 月 2 日、最終 AD 税賦課命令が官報に公告され、カナダの各軟材生産者・輸出者に対する AD 税（預託率）は 2.18% から 12.44% とされた。

かかるダンピングマージン計算において、商務省は、幅、厚さ、長さの物理的特性を輸出モデルと比較する国内モデルを特定する要素の一つとし、当該物理的特性が同一であるモデルが国内販売になかった場合、類似の国内モデルを比較対象とした。しかし、比較をするにあたり、当該物理的特性の相違について何らの調整もしなかった。

申立国（カナダ）の主張

第 2.4 条は公平な比較を行うために情報を収集すべき義務を調査当局に課しているものであり、情報が不足しているため調整を行わないとする米商務省の決定は、同条違反である。よって、米商務省は、幅、厚さ、長さの物理的特性の違いについて各社の各製品の販売価格差をもって調整を行うべきであった。

被申立国（米国）の主張

幅、厚さ、長さの物理的特性の違いによる価格差は極めて僅少であったところから、商務省は当該物理的特性による調整は要しないと判断したものである。カナダの利害関係者は、当該物理的特性による調整が必要であることを立証することを怠った。

パネルの判断

AD 協定 2.4 条は、回答企業に、調整が必要となる事項について裏付けを提供する(“substantiate”)ことを要求し、他方、調査当局に公平な比較調整を行うことを義務付けたものである。これは、回答企業が主張したすべての事項について調整を行うことを調査当局に義務付けるものではないが、必要な証拠が提出されている事項について、調整を否定することを調査当局に認めるものではない。ただし、その調整の方法までは規定していない。

本件では、カナダ輸出者は幅、厚さ、長さの物理的特性による調整が必要であったことを立証しなかった。

- iii. 輸出価格と正常価格とを比較する際に妥当な考慮を行うための調整の方法 (EU – Footwear (China), WT/DS405/R, パラ 7.276-7.287)

論点

AD 協定第 2.4 条は、輸出モデルと比較すべき国内モデルを特定する方法について、どのような規律を定めているか。

背景となった事実

EU は、当初調査及びサンセットレビューにおけるダンピング認定に際して、代替国であるブラジルの販売価格データに基づき正常価格を決定した。その際に、製品の製品タイプについて大まかな分類を行い、それを元に、輸出モデルと比較すべき国内モデルを特定した。

申立国（中国）の主張

EU は、1 つの製品コードを極めて大まかな分類としたため、非常に異なるタイプの靴が同一の製品と分類されることとなった。それにより、輸出価格は、異なるタイプの靴の正常価格と比較されることとなった。これは、輸出価格と正常価格の公正な比較を確保しておらず、AD 協定第 2.4 条に不整合である。

被申立国（EU）の主張

欧州委員会は重要な市場要因及び原価要因を反映させて製品分類を定めたものである。これは比較対象を特定する方法として適切である。また、実際の比較において、さらに調整を行っている。

また、AD 協定第 2 条は製品分類方法について何ら具体的な方法を定めていない。公正な比較が確保されていることが求められているのみである。中国は、公正な比較が確保されていないことを立証していない。

パネル判断

第 2.4 条は、妥当な考慮に関する方法について何ら特定の方法を定めていない。したがって、調査当局は、「いずれの方法であれ、ふさわしいと思われる方法」を用いることができる。

調査当局は、モデルマッチング、調整、又はそれらの組み合わせにより、「妥当な配慮」を行うことができる。製品特徴が同一であるタイプ同士を比較することとしても、製品特徴の相違に因る金額差を調整することとしてもよい。調査当局は、公正な比較、妥当な調整を行う限り、同条の条件を満たすものである。

第 2.4 条は、調査当局に対して PCN の比較可能性に影響する全ての製品特徴を反映させることを要請しているものではない。

輸出者が調査当局の採用した方法が不適切であると考えた場合、輸出者が適切な調整方法を調査当局に主張しなければならない。

本件では、中国の輸出者が適切な調整の要請を行ったという証拠はない。中国は、EU により使用された製品分類が広範に過ぎると主張しているのみであり、当該主張の立証を怠った。（パラ 7.276-7.287）

4. 仮決定及び暫定措置

a. ダンピング・損害のないとする判断

AD5.8 条

関係当局は、ダンピング又は損害のいずれか一方についての証拠が事案に関する手続の進行を正当とするために十分でないとする場合には、速やかに 5.1 の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、ダンピングの価格差が僅少であるものと決定し、又は現実の若しくは潜在的なダンピング輸入の量若しくは損害が無視することのできるものであると決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。...

i. 輸出者のダンピングは僅少であると決定した場合の調査の即時終了 (Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice, WT/DS295/AB/R, パラ 207-221)

論点

調査当局がある輸出者のダンピングは僅少であると決定した場合、当該輸出者を、その後、どのようにあつかわなければならないか。

なお、本件では最終決定で 0% のマージンが認定されたことが問題とされたもので、仮決定での決定は論点となっていない。したがって、ここでの考え方が仮決定に直接適用されるものではない。しかし、AD 協定 5.8 条に定める、調査当局が「認める」、「決定する」、とは、仮決定においてどのような意味を持つか、最終決定に至るために一定の手続が取られ、また依然として一定の手続が残されていることは同条の「決定」と見なされるか否か、仮決定の意味から検討することを要する、

さらになお、*Korea-Paper* パネルでは、「仮決定」は「決定」であるか提起されたが、議論されなかった。

背景となった事実

本紛争は、メキシコによる米国産の長粒の白米の輸入に対する AD 調査及び AD 措置の賦課に関するものである。メキシコ調査当局は、2001 年 7 月 18 日に仮決定を発出し、Riceland 社、Farmers Rice 社及び Rice Company 社はダンピングをしていないと決定した。Producers Rice 社に関しては、調査対象期間中にメキシコに対する対象製品の販売がなかったと決定した。

2002 年 6 月 5 日、調査当局は最終決定を発出し、Farmers Rice 社及び Riceland 社に関してはダンピングの証拠はないとして、ゼロ% の税を賦課した。Rice Company 社に関しては 3.93% の AD 税を賦課した。残りの米国輸出者に関しては、FA に基づき、10.18% の AD 税を賦課した。

パネルの判断

第5.8条は、デミニマスのダンピングマージンの場合、調査の終了を要求しており、ダンピングしていないと結論された輸出者についての調査は終了しなければならない。調査当局は、Farmers Rice社及びRiceland社は調査対象期間中ダンピングをしていないと認定したにもかかわらず、AD措置に当該輸出者を含め、ゼロ%のAD税が賦課された。これにより、両輸出者は、その後の見直しの対象となり、将来、AD税の適用対象となる可能性がある。調査当局が両輸出者に関する調査を終了せずAD措置に含めたことは第5.8条に不整合である。

被申立国（メキシコ）の主張

AD 協定 5.8 条は、調査対象国について、同国の国全体としてのマージンがデミニマスの場合に調査を終了することを求めているものである。パネルは、ダンピングマージンを「国全体のダンピングマージン」ではなく、「個別の輸出者あるいは生産者ごとのダンピングマージン」と解したために誤った結論に至った。パネルの考えた立つと、関係する輸出者の数だけ調査が存在することとなり、これは、「単一の調査（an investigation）」と規定する AD 協定 5.8 条に不整合である。

上級委員会の判断：

AD 協定 5.8 条の「ダンピングマージン」は、国全体のダンピングマージンではなく、個別の輸出者のダンピングマージンを意味するとのパネルの判断は、米国－熱延鋼板における AD 協定 2.4.2 条にかかる上級委員会の判断と整合的である。したがって、個別の輸出者についてダンピングマージンがデミニマスであると決定された場合、調査当局は、第 5.8 条に基づき、当該輸出者についてダンピング調査を直ちに終了しなければならない。

調査は、輸出者、海外生産者の数だけ調査が存在するわけではなく、それら全体として 1 件である。パネルは、1 件の調査において、ゼロあるいはデミニマス・マージンが確立された個々の輸出者、生産者について直ちに終了することを AD 協定第 5.8 条は求めている、と判断したもので、誤りはない。

AD 税率を確立する命令の発出、あるいは命令を発出しない決定は、調査の最終段階として AD 協定 5.8 条が予期するものであるが、多くの事案において、課税にかかる命令の発出、あるいは命令を発出しない旨の決定によって、調査は終了する。この最終的な段階は、必然的に最終決定の後に続くものである。本件において、AD 税を確立する命令は、Farmers Rice と Riceland のダンピングマージンが 0%であるとの最終決定の後に発出されているにも関わらず、これらの輸出者をも含むものであった。AD 税を確立する命令は最終決定の後に発出されることに鑑みれば、ダンピングマージンがデミニマス以下であると決定された輸出者、生産者について、直ちに調査を終了する唯一の方法は、これら企業を命令から除外することである。メキシコ

の当局はこれを行わなかったがために、これら 2 社について直ちに調査を終了したとは認められない。（パラ 219）

b. 暫定措置

AD 協定第 7.1 条

暫定措置は、次の(i)から(iii)までに定める条件が満たされた場合においてのみ、とることができる。

- (ii) ダumping及びその結果生ずる国内産業に対する損害について肯定的な仮の決定が行われること。

AD 協定第 6.4 条

当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報であって、6.5 に規定する秘密のものではなく、かつ、Dumping防止のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

なお、現AD協定には次の規定がある（及び SCM 協定 17.3 条も同様）が、次の *Brazil – Milk Powder* の事例に基づく旧 SCM 協定には、当該規定はなかった。

AD 協定第 7.3 条

暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とってはならない。

同 8.2 条

輸入加盟国の当局は、Dumping及びDumpingによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行わない限り、輸出者に対し価格に関する約束を求め又は認めてはならない。

- i. 暫定措置に先立つ、調査開始後の「調査」の必要性（*Brazil – Milk Powder*, SCM/179, パラ 49-80）

論点

調査当局は、申請書に基づいて暫定措置を発動して良いか、または、暫定措置を発動する前に輸出者等の調査を行った上で、Dumping・補助金、損害及び因果関係を認定する必要があるか。

背景となった事実

ブラジルは、1992 年 3 月 16 日、EEC 産のミルクパウダーが補助金付きで輸入されているとの申請に基づき、相殺関税調査を開始。同年 4 月 8 日、31%から 52%の相

殺関税の暫定措置を発動した。ブラジル当局は、同年 5 月 18 日、EEC へ調査開始を通知し、情報提供を求めた。

本件では、主に、旧 SCM 協定第 5.1 条、第 2.5 条との整合性が問題とされた。当該条項は次の通り。

5.1. Provisional measures may be taken only after a preliminary affirmative finding has been made that a subsidy exists and that there is sufficient evidence of injury as provided for in Article 2, paragraph 1(a) to (c). Provisional measures shall not be applied unless the authorities concerned judge that they are necessary to prevent injury being caused during the period of investigation.

2.5 Each signatory shall ensure that the investigating authorities afford all interested signatories and all interested parties [] a reasonable opportunity, upon request, to see all relevant information that is not confidential (...) and that is used by the investigating authorities in the investigation, and to present in writing, and upon justification orally, their views to the investigating authorities. " (footnote omitted).

申立国（EEC）の主張

SCM 協定 5.1 条は、暫定措置の前に、補助金の存在及び損害の十分な証拠についての仮のクロの認定を行うことを要求している。これは、暫定措置の前に仮決定を求めているものである。申請書のみに基づいて暫定措置を発動することはできない。（パラ 49）

被申立国（ブラジル）の主張

調査当局は、調査開始前に独自に証拠を収集し、EEC はミルクパウダーに補助金を交付しており、かかる補助金付きミルクパウダーにより国内産業に損害が生じていると結論に至ったものであり、当該結論に基づき、調査を開始し、暫定措置を発動したものである。質問状への回答の情報は、最終決定が基づくべき情報であって、暫定措置とは無関係である。

よって、暫定措置は協定に整合的に発動されている。

パネルの判断

旧 SCM 協定 5.1 条（現 AD 協定 7.1 条似相当）の文言から、暫定措置は調査を行った後に仮決定を行った上で、初めて発動することができる。調査においては、旧 SCM 協定 2.5 条（注：現 AD 協定 6.4 条に相当）に定められている通り、利害関係者に対して、情報を閲覧して意見を表明する機会が与えられていなければならない。

本件は、EEC に対する調査開始通知が暫定措置発動後になされたものである。かかる手続により発動された暫定措置は協定に不整合である。（パラ 222-255）

注：損害が調査中に生ずることを防止するために暫定措置が必要であると調査当局が「判断」しない限り、暫定措置は発動されない（AD 協定 7.1 条、東京ラウンド・コードも同様）。かかる要件の証明を怠ったことが、本件紛争解決において提起されたものの、パネルはこの点について判断していない。

第III章 貿易救済措置の実務に関する研究会

A. 貿易救済措置の実務に関する研究会・ディスカッション会合の開催

1. 開催要領

貿易救済措置の実務に関する研究会・ディスカッション会合を、次の要領で開催した。

日時: 平成 26 年 12 月 10、11 日

於: 経済産業省本館 2 階西 3

平成 26 年 12 月 10 日 (水)	
10:15 - 11:30	【第 1 部】 導入セッション 司会: 上智大学法学部 教授 川瀬 剛志 第 1 部では、WTO 事務局から貿易救済措置の最近の動向と方向について、また、米国、EU 及び日本の調査当局から貿易救済制度の概要について、お話をうかがいます。 WTO 事務局からのプレゼンテーション 「貿易救済措置における最近の動き」(10～15 分) WTO 事務局ルール部参事官 ジャシー・クレイアー 米国、EU 及び日本の調査当局からのプレゼンテーション(各 10～15 分) 米国商務省国際貿易局 AD 規則交渉参事官 スティーブン・プレシング 米国商務省上級輸入政策分析官 マーク・ロス 欧州委員会通商局 H 部調査第 4 課 課長 デモス・スパタリス 欧州委員会通商局 H 部調査第 4 課セクター長 フレデリック・ミケーレ 経済産業省 特殊関税等調査室 室長 太田 知子 討議及び質疑応答
11:30 - 11:45	休憩
11:45 - 13:00	【第 2 部】 AD 調査の手続的側面: 調査当局は如何にして適正手続き、透明性を確保しているか? 司会: 上智大学法学部 教授 川瀬 剛志 第 2 部では、AD 調査の手続的側面にかかる適正手続及び透明性について議論を深めます。調査当局からは、利害関係者及び情報収集、公開及び秘密情報へのアクセス、意見提出の機会、決定及び利害関係者への開示などについてご説明いただきます。 米国、EU 及び日本の調査当局によるプレゼンテーション(各 10～15 分) WTO 事務局からのプレゼンテーション 「AD 調査の手続的側面に関する最近の判例法」 日本の研究者／実務家によるコメント 西村あさひ法律事務所 弁護士 藤井 康次郎

	討議及び質疑応答
13:00 - 14:00	昼食
14:00 - 15:30	【第 3 部】 ダンピング・マージンの計算 司会： ホワイト&ケース外国法事務所 外国法事務所 梅島 修 第 3 部では、マージン計算のうち、正常価格の計算実務を共有します。調査当局からは、調査対象貨物の定義、型式の特定、十分な数量、顧客と売主間の関係、コスト割れなどについてご説明いただきます。 米国、EU及び日本の調査当局のプレゼンテーション(各 10～15 分) WTO事務局のプレゼンテーション 「最近の紛争解決事例からの判例法の関連事項」(10～15 分) 日本の研究者／実務家によるコメント 弁護士法人曾我法律事務所 弁護士 栗津 卓郎 討議及び質疑応答
15:30 - 15:45	休憩
15:45 - 17:30	【第 4 部】 ダンピング・マージンの算出(続き) 司会： ホワイト&ケース外国法事務所 外国法事務所 梅島 修 第 4 部では、引き続き、マージン計算のうち、輸出価格の計算にかかわる実務、特に、複数の法人の単一の輸出者としての取り扱い、当局に知られていない輸出者に対する残余レート(その他レート)などの実務を共有します。調査当局からは、輸出者とは何か、非市場経済からの輸出者、輸出価格の決定、構成輸価格、調整、残余レートなどについてご説明いただきます。 米国、EU及び日本の調査当局によるプレゼンテーション(各 10～15 分) WTO 事務局からのプレゼンテーション 「最近の紛争解決事例からの判例法の関連事項」(10～15 分) 日本の研究者／実務家によるコメント 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授 荒木 一郎 討議及び質疑応答

平成 26 年 12 月 11 日 (木)	
10:00 - 10:15	ご挨拶 経済産業省 貿易管理部 部長 坂口 利彦
10:15 - 11:30	【第 5 部】 仮決定と暫定措置 司会： 上智大学法学部 教授 川瀬 剛志 第 5 部では、仮決定及び暫定措置に焦点をあてます。調査当局からは、決定の公表(何時、どのように)、結果がクロ／シロである場合の対応などについてご説明いただきます。 米国、EU及び日本の調査当局によるプレゼンテーション(各 10～15 分) WTO 事務局からのプレゼンテーション 「仮決定、暫定措置に関する WTO ルール」(10～15 分) 日本の研究者／実務家によるコメント 大江橋法律事務所 弁護士 近藤 直生 討議及び質疑応答
11:30 - 11:45	休憩
11:45 - 13:00	【第 6 部】 調査プロセス全体のマネージメント 司会： 上智大学法学部 教授 川瀬 剛志 第 6 部では、調査当局が調査を適切な時期までに効率的に進めるために努めていることについて共有します。調査当局からは、いかにして、適切な期日までに効率よく一貫性をもって調査を進めることを確保するか(手続きに係わるガイダンス、標準化されたツール、経験の共有、トレーニングの機会、サポートスタッフ他)についてご説明いただきます。 米国、EU及び日本の調査当局によるプレゼンテーション(各 10～15 分) 討議及び質疑応答

2. プレゼンテーション資料

当研究会で使用されたプレゼンテーション資料は、著作権の関係から、本報告書には添付しない。

B. 貿易救済措置の実務に関する研究会・総括会合の開催

1. 開催要領

貿易救済措置の実務に関する研究会・総括会合を、次の要領で開催した。

日時: 平成 27 年 1 月 28 日 14 時～16 時
於: 経済産業省本館 1 階共用会議室
議事次第: 2014 年 12 月の研究会・ディスカッション会合の総括
中国加盟議定書第 15 条を巡る欧米の議論について

2. 研究会・ディスカッション会合の総括

本会合の議事要旨については添付 3 の通りである。

3. 中国加盟議定書第 15 条を巡る欧米の議論

本研究会では、2014 年 12 月に開催された研究会・ディスカッション会合において話題となった、中国加盟議定書第 15 条を巡る欧米の議論について、関係論文にかかる情報共有が行われた。

なお、それら論文は、著作権の関係から、報告書には添付しない。

- Jorge Miranda, Interpreting Paragraph 15 of Chinas Protocol of Accession
- Theodore Posner, A Comment on Interpreting Paragraph 15 of China's Protocol of Accession by Jorge Miranda
- Folkert Graafsma & Elena Kumashova, In re China's Protocol of Accession and the Anti-Dumping Agreement

第Ⅳ章 提言

本章では、前章までの研究成果を踏まえ、我が国の貿易救済措置に係る調査にどのように反映し、参考にしていくべきについて提言する。

A. 正常価格

正常価格をどのように認定すべきか、特にその基礎とするデータ、さらにその選別方法について、各取引の製品の物理的特性を Control number (CONNUM)、Product Control Number (PCN) で特定するところに大きな相違はないが、米国とEUでの点で大きく異なっていた。

- 第三国価格を用いるか否か
- 5%有効性テストの適用方法
- 生産原価割れテストにより同一の製品がない場合の、次候補。

以下では、それらの点について我が国としていずれを採用すべきであるか、検討する。

1. 正常価格の基礎として第三国価格を用いるか否か

米国は、輸出国内販売が 5%有効性テストを充足しない場合、輸出量上位（通常、3 位まで）のいずれかの国に対する販売を正常価格の基礎とする。この方法について、米国は、長年の実務対応であること、また、実販売価格を用いることに合理性があると指摘した。なお、第三国価格がダンピングされていると国内産業から指摘された場合には、当該価格は用いないと説明した。

一方、EUは、輸出国内販売が 5%有効性テストを充足しない場合、第三国価格を用いることはせず、構成価格を用いることとしている。その理由として、第三国価格はダンピングされたものである可能性があることを挙げた。

我が国は、第三国価格を用いているとの説明があった。その理由として、販売価格は取引の実態が反映されているという点において信頼性がある一方、構成価格の認定には高度な検証技術が要求されると指摘された。

AD 協定上、国内販売が 5%有効性テストを充足しない場合には、第三国価格、構成価格のいずれを採用してもよいこととされ、その間に優先順位は設けられていない。したがって、AD 協定上、いずれを用いるかは当局の裁量である。

これまで、我が国は第三国価格を用いてきたところであるが、この点について再考できないであろうか。調査対象としている輸出生産者がダンピング輸出する理由として、輸出国内市場で余剰が生じたために外国市場で処分するため低価格で販売しているということが視られる。また、国際市況に見合った価格で輸出した結果、ダンピングとなっていることもある。そのような場合、第三国への輸出も、同様にダンピング価格で行われている可能性が十分にある。EUは、かかる懸念から、第三国価格は用いないこととしたものであろう。

この点を真摯に考えれば、調査当局として、第三国販売を正常価格の基礎として用いる場合、当該第三国販売はダンピングではないことの一応の確信が必要となると思われる。米国は、国内産業から主張がない場合には第三国価格はダンピング価格ではないとする暗黙の推定を置いているようである。これは、当事者間で議論を戦わせることを前提とした社会であ

り、さらに、輸出企業が調査開始当初に提出する第三国への輸出量及び輸出総額データに国内産業の弁護士がアクセスして分析できる APO 制度を採用しているという背景があろう。は APO 制度がない我が国としては、そのような責任を国内産業に押しつけることは難しいと思われる。

したがって、我が国では、調査当局が、当該第三国価格はダンピング価格ではないことの一応の確信を得る必要が出てくると思われる。その場合、A 国への価格よりも B 国への販売価格の方が高ければ、A 国への価格はダンピング価格である可能性がぬぐい去れない。結局、5%有効性テストを充足する全ての第三国のうちから最も高い価格で販売された国への販売を用いることになる。しかし、そのような確認作業を行うためには、輸出・生産者に、5%有効性テストを充足する全ての第三国販売の提出を求めることとなりかねない。

さらに、それら第三国販売が原価割れ販売であるか否かを確認すること、そのために生産原価データを収集、分析、検証しなければならない。あるモデルについて各種テストの後に有効な販売が残らなかった場合、当該モデルについては構成価格を用いることとなる。即ち、調査当局は、第三国価格を用いるか否かに係わらず、構成価格を計算するためのデータが必要となることに変わりはない。

もし、我が国が第三国価格について、ダンピング販売の可能性を含め、その有効性を正面から検討することとすると、結果として、輸出生産者に、米国・EU の AD 調査対応を遙かに上回る回答負担を課すこととなる。さらに、かかる回答負担を果たさなかった輸出生産者に対して FA に基づくダンピングマージンを認定することとすると、AD 協定 2.4 条の *unreasonable burden of proof* を課したものと非難される可能性がある。

以上を考慮すると、我が国の制度下では、輸出国内販売が 5%有効性テストを充足しなかった場合には、直ちに構成価格を用いることとすべきではないか。確かに、構成価格を用いるためには、原価計知識、さらに調査技術の向上が必要であるが、それは第三国価格を用いるとしても、避けて通れないものであると思われる。

2. 5%有効性テストの適用方法

EU は、5%有効性テストを、まず国内販売全体で行い、次に、PCN 別に改めて適用して、それらテストを充足した PCN のみについて、国内販売価格を正常価格として用いるとした。米国は、国内販売全体また国別の第三国販売全体について 5%有効性テストを行うのみであるとしている。（なお、米国、EU とも、国内販売全体が 5%有効性テストを充足した場合、その後のテストにより特定の CONNUM, PCN について有効な国内販売が無くなったとしても、第三国価格を使用することはない）。

WTO 上級委員会は、第 2.2 条の規定をモデル別に適用して、モデル別のダンピングマージンを算定することは妨げられないとしている¹。したがって、EU の方法について AD 協定不整合はない。

EU の方法は有用なものであると思われる。產品によっては、輸出版売される PCN が輸出国内では殆ど販売されていないことがある。それは、市場の選好の違いである場合もあり、また、各市場において適用される規格の違い（たとえば、メートル法とヤードポンド法）である場合などから、輸出国内で販売されている特定 PCN は通常の商取引とは言えない可能性が考えられるからであろう。また、輸出生産者によっては、そのような特性の違いを利用

¹ 上級委員会報告書 *US – Softwood Lumber V (Article 21.5)*, WT/264/AB/RW, para.104.

して、ダンピング認定を避けるため、輸出国内で意識的に特定 PCN についてのみ非ダンピング販売をおこなっている可能性さえある。

他方、輸出生産者は、そのような２段階の５％有効性テストをおこなったからといって、何ら追加データの提出を求められるものではない。２段階の５％有効性テストの実施は、単に、調査当局の計算ステップが増えるだけである。また、計算ステップが増えるとはいっても、一度コンピュータプログラムを組んでしまえば、個別事例において、調査当局の担当者の負担が顕著に増加することはないと思われる。

以上の得失を考えると、我が国としても、EUの２段階方式を検討してよいと思われる。

3. 生産原価割れテストにより同一の製品がない場合の、次候補

ある CONNUM, PCN について、生産原価割れテストにより、有効な販売がなくなった場合、EUは当該 PCN について構成価格を用いる。

これに対して、米国は最も近い CONNUM（かつ製造変動費差が 20%未満の CONNUM で、生産原価割れテストを充足した）販売の価格を用いる。なお、米国の制度では、国内産業が正常価格について生産原価割れであることを主張、立証しない限り、生産原価割れテストは行われたい。商務省は、かかる主張、立証がされて初めて輸出生産者に生産原価データの提出を求めることとされている。実際の事例で生産原価の調査が行われないことは稀であるものの、米国の類似製品と比較する方法は構成価格を全く用いない事例が有り得ることを想定して、必要とされているものであつて注意を要する。

AD 協定は、同一製品同士を比較するのか、類似製品に製品差の調整を行った上で比較すべきであるかについて、何ら規定を置いていない。調査当局は、調整の必要性を最小化するために同種の製品のうち共通の特徴を有する製品グループの取引価格を比較するか、または、比較する各取引の正常価格と輸出価格との差異について調整を行うかを選択することができる。²

しかし、輸出価格と比較する正常価格を類似製品販売に基づいた場合、主要な特徴のみを調整して、その他の差異を無視することは認められない。³ さらに、調査当局は、どのような比較を行うかについて、利害関係者へ示す必要がある。⁴

したがって、輸出価格と同一の CONNUM, PCN について有効な国内販売がなかった場合において、類似の CONNUM, PCN と比較する場合、その方法の利害関係者への開示を含め、差異を適切に調整したか否かが問われることとなる。

上述の通り、我が国の AD 調査では、米国と異なり、全ての事例において、生産原価データを収集、分析、検証する。したがって、全ての事例において、構成価格を計算するためのデータは手元にある。よって、輸出価格と同一の CONNUM, PCN についての国内販売がない場合には、直ちに当該 CONNUM, PCN について構成価格を比較対象とすることに、収集したデータ上の問題はない。その状況にも拘わらず、敢えて、類似の CONNUM, PCN の販売を使用するために適切な調整を行うという作業を行い、さらに AD 協定不整合を問われるリスクを負う必要はないと思われる。

² 上級委員会報告書 *EC – Fasteners (China)*, WT/DS397/AB/R, para. 490. また、パネル報告書 *EU – Footwear (China)*, WT/DS405/R, para. 7.279.

³ パネル報告書 *Argentina – Ceramic Tiles*, WT/DS189/R, para. 6.113.

⁴ 上級委員会報告書 *EC – Fasteners (China)*, WT/DS397/AB/R, para. 489.

以上から、我が国としては、輸出価格と同一の製品について輸出国内販売価格がない場合には、直ちに、構成価格を用いることとすべきである。

B. 輸出価格

1. 輸出価格の基礎とする販売の特定方法

E Uは、輸出価格を、独立した顧客がE U域内で実際に支払った又は支払うべき価格とするとし、当該価格には「間接的に E U へ販売された価格」が含まれるとしている。即ち、輸出国の生産者が、輸出国内において、非関連の輸出業者を介して（つまり間接的に）E U域内の独立した顧客へ販売される場合には、当該生産者から当該輸出業者への販売価格が輸出価格の基礎となる。他方、E U内の輸入者又は第三国の者が関連者である場合、当該関連者からE U域内の独立した顧客への販売が輸出価格の基礎となる。

米国は、米国内の非関連の顧客に対する販売を輸出価格の基礎とする。この場合、輸出国の生産者が、その輸出国内で米国内の非関連の顧客に対する販売を行った（間接的な場合を含む）ものであれば EP を、非関連の顧客に対する最初の販売が米国の関連輸入者から行われたのであれば CEP を基礎とすることとなる。

E U、米国は、その表現は多少異なるものの、輸出価格の基礎とする販売の決定方法及びそのための要因に顕著な差異はないと思われる。我が国も、今後、輸出価格の基礎とする販売の決定するにあたっては、これらの考え方を基礎とすべきである。

2. CEP における輸入者利潤の認定

輸出価格の計算において米国とE Uの間で顕著に異なったのは、CEP の場合の輸入者利潤の認定方法である。

米国は、輸出生産者から提出された米国販売データ、輸出国内販売データ、生産原価データから、輸出国内販売及び米国販売から得た総利潤を計算する。その総利潤を、輸出国内の総経費（生産原価、経費の合計額）と米国内の総経費の比で配賦して、米国内へ配賦された利潤を、さらに各 CEP に配賦して差し引くこととしている。米国は、このように、実際の利潤額を、輸出国、米国の双方の営業行為の貢献度に応じて機械的に再配分して、控除する輸入者利潤を認定するものである。

他方、E Uは、関連していない輸入者、その他の利益を元に、合理的な利潤を認定する。これは、関連企業間の取引は信用できないところから、独立事業者間の利潤を検討するものである。この方法は、AD 協定 2.2.2 条(iii) の、その他の合理的な方法により構成価格の利潤を認定する、との考え方に類似する。

このように、輸入者利潤の認定方法は異なるものの、米国、E Uのいずれも、関連輸入者の帳簿上に記載された利潤そのものを控除することとはしておらず、別途の方法で認定し、控除している。

米国またはE Uのいずれの方法も、WTO 紛争解決で争われたことがない。AD 協定は、2.4 条で、CEP の場合には「利潤に対しても考慮を払う」と規定しているのみで、何ら具体的な方法を定めていない。同 2.3 条は、輸出者と輸入者が連合関係にある場合には、それらの間の価格は「unreliable」（信頼できない）としていところからすると、すくなくとも、輸

入者の帳簿上の利潤は信頼できない、と考えることに問題はないであろう。そうすると、調査当局として、合理的な説明のできる方法であれば問題はないこととなる。

米国の方法は、輸出者と輸入者間の恣意的な利益配分に問題があると推定していると考えられる。この方法は、合理的であるとの説明がしやすいであろう。他方、EUの方法は、個別事例において当局の恣意的な判断があると非難される可能性がある。

C. 情報のアクセス

米国は、公開版情報についてウェブ公開しており、利害関係者に対してはウェブを介しての秘密情報の開示、さらにウェブからの書面、証拠提出を認めている。EUも、間もなく、利害関係者に対してウェブから情報開示を行い、ウェブにより電子的提出を行えるようになるとのことであった。

AD 調査は、特に海をまたいで行う調査である。利害関係者に十分な防御の機会を与えると
いう観点から、我が国も、ウェブ開示、ウェブ提出を検討すべきではないであろうか。

以 上

第V章 添付資料

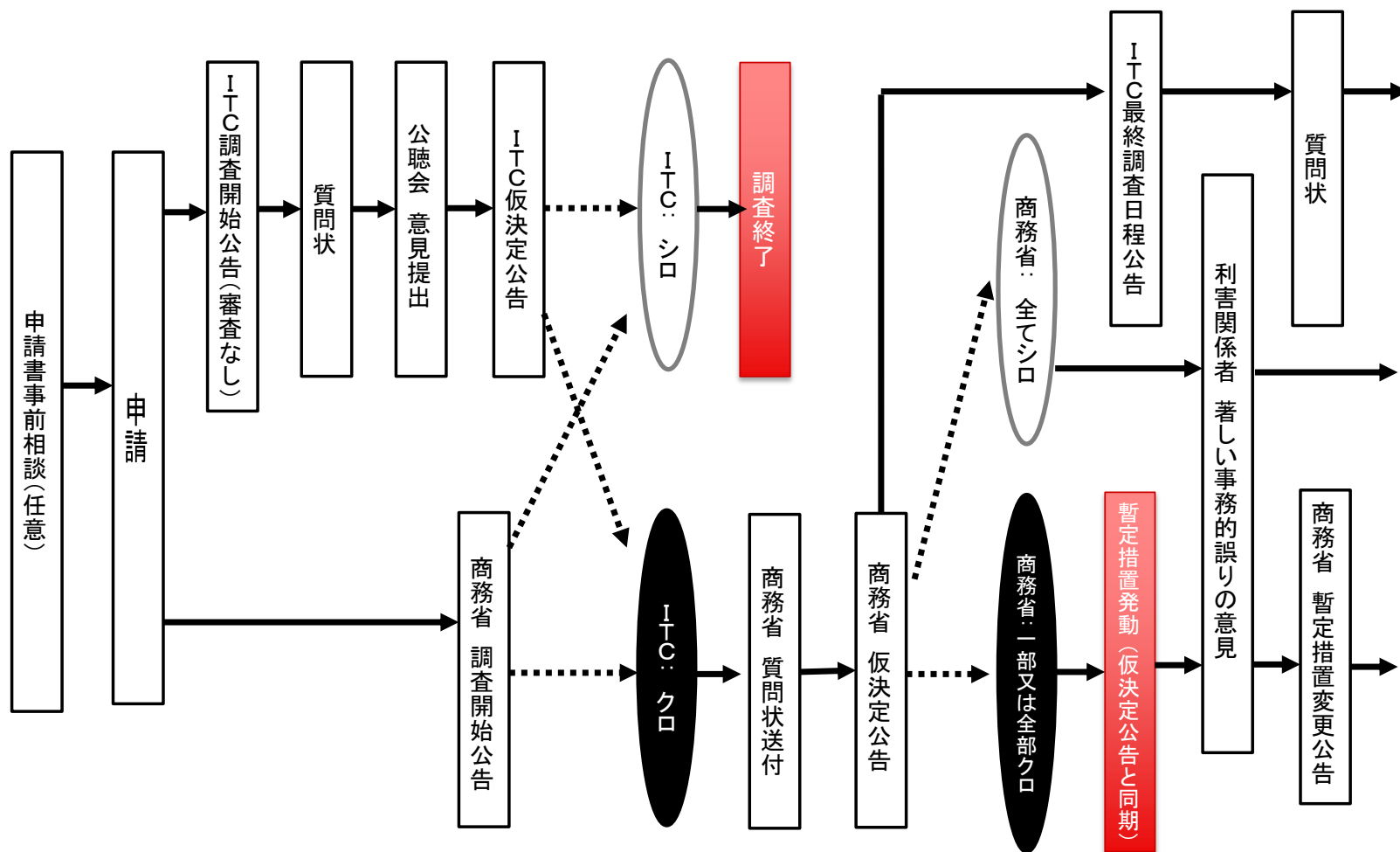
- 添付 1： 米国反ダンピング調査・当初調査 パワーポイント資料
- 添付 2： EU 反ダンピング調査・当初調査 パワーポイント資料
- 添付 3： 貿易救済措置の実務に関する研究会・総括会合 議事要旨（日本語）

米国反ダンピング調査・ 当初調査

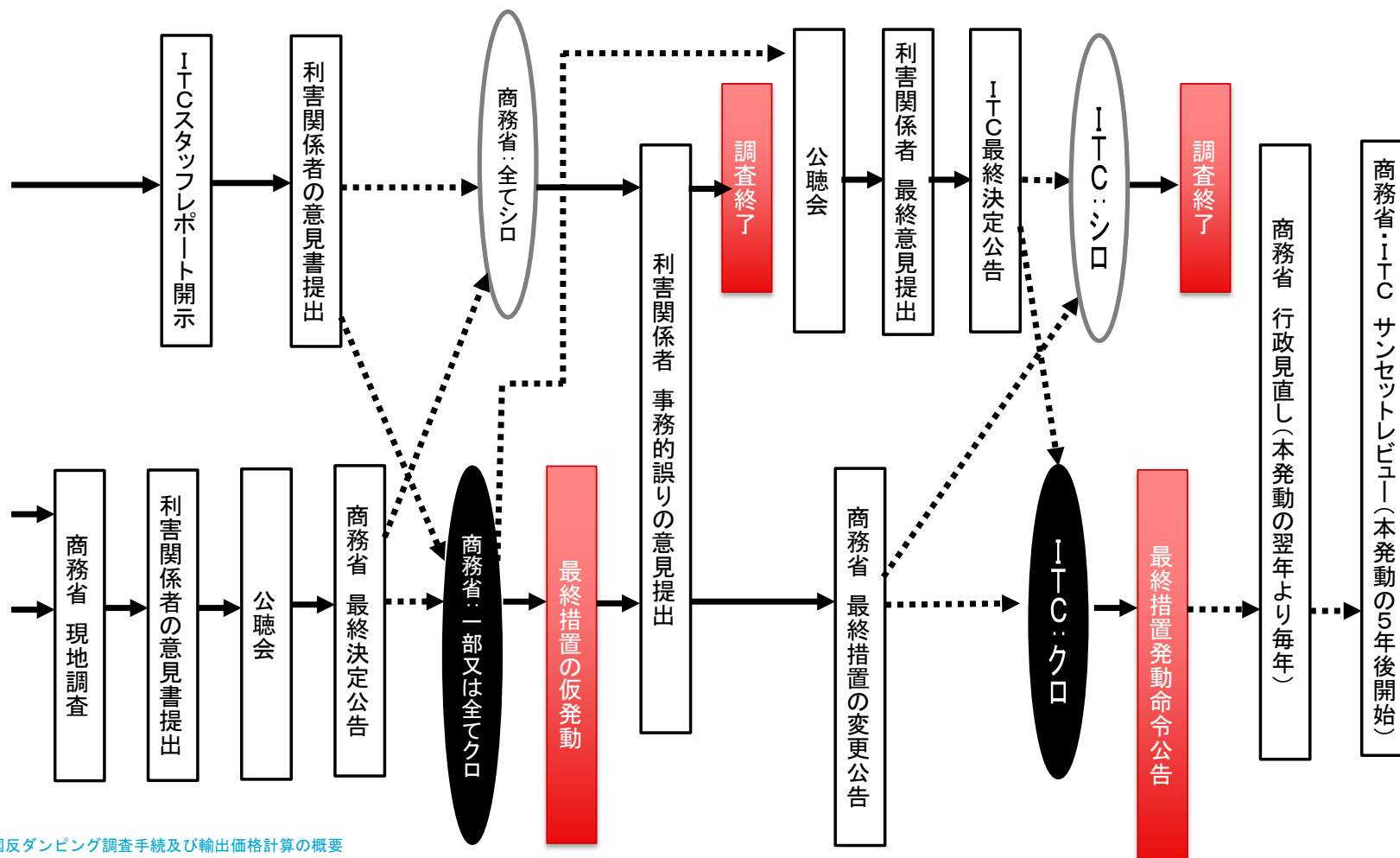
- ・ 調査プロセス
- ・ 証拠意見提出の機会
- ・ マージン計算

調査プロセスと証拠意見提出
の機会

米国 A D 手続の流れ



米国 A D 手続の流れ



損害認定手続 仮調査段階

- 担当機関： 国際貿易委員会 (International Trade Commission)
 - － 損害・因果関係調査を担当。

- 仮調査手続：
 - － 調査開始：
 - ・ 利害関係者、Notice of Appearance を提出。
 - － 質問状 (Questionnaire) の送付：
 - ・ 過去 3 暦年 + α のデータ等の提出。
 - － 公聴会 (Conference) の開催：
 - ・ 通常、提訴日から 20 日程度後。
 - ・ 利害関係者 (通常、それらの代理人) は、同公聴会において証言。
 - ・ 証言の後、ITC スタッフから質問あり。

損害認定手続 仮調査段階、仮決定

□ 仮調査手続：

- 利害関係者による意見書（case brief）の提出。
 - また、ITCスタッフからの質問に対する回答の提出。通常、会合から3-5日後。
- スタッフレポートの発表。

□ 仮決定： 提訴日から45日以内。

- 委員投票（Commissioners' Voting）による仮決定。
- 審査基準：損害が存在する合理的な兆候が認められるか否か。
- シロ決定（投票委員の過半数）の場合、調査終了。

ダンピング調査手続 仮決定まで

- 担当機関： 商務省 (Department of Commerce)
 - － ダンピング調査を担当。
- ITC仮決定前で、かつ質問状発送前の手続
 - － 調査開始公告： 通常、申請書受理日から20日後。
 - － 調査対象産品の範囲についての意見聴取：
 - ・ 調査開始決定公告後20営業日程度。
 - － モデル区分のための製品特徴の議論：
 - ・ 調査対象産品の製品特徴に基づくモデルを区分する特徴及びその優先順位について意見提出。

ダンピング調査手続 仮決定まで

□ ITC仮決定後で質問状発送前の手続

- 回答義務を課す輸出製造者 (Compulsory respondents) の選定：
 - 回答企業が多数に及ぶ場合、商務省は、調査対象企業を選定する。
 - 通常は、C B P（関税局）のデータを調査上の情報を基礎とし、当該情報に対して利害関係者にコメントを求める。
 - 統計的に有効なサンプリングプロセスに変更した。
 - 例えば、大規模な会社から 1 社、中間規模の会社から 1 社、小規模な会社から 1 社と、統計的に妥当かつ有効なサンプリング方法で無作為抽出を行う。
 - これは、大規模ではない企業が調査を回避するシナリオを避けるためである。

□ 質問状の送付、回答の受領：

- 商務省、上述のモデル区分を決定し、質問状を発出する。

ダンピング調査手続 仮決定まで

□ 質問状の送付、回答の受領：

- ・ 当初質問状の回答期限は、質問状の発出の日から37日後（30日間の回答期間＋7日間の送達期間）

－ 回答期限の延長：

- ・ 商務省は、回答企業の書面による請求により、その事情を鑑みて、回答期限を延長することができる。

ダンピング調査手続 仮決定まで

□ 追加質問状の送付、回答の受領：



- ・ 商務省は、質問状に対する回答を検討し、追加質問状を発出する。その回答期間は、質問の量によって、数日から2週間程度。
- ・ 事実情報の提出期限（次頁参照）後に、商務省からの要請なくして提出された証拠は却下される。

□ 質問状回答に対する反証・再反証

① 他の利害関係者は、質問状回答に対して、次の時期までに反証のための事実情報を提出できる。



- ・ 当初質問状の回答について、回答の日から14日以内
- ・ 追加質問状の回答について、回答の日から10日以内。

② 質問状の回答者は、①の反証がなされた日から7日以内に、再反論のための事実情報を提出できる。

ダンピング調査手続 仮決定まで

- 非市場経済国の正常価格計算のための生産要素の提出
 - 予定された仮決定日の30日前まで。
 - 他の利害関係者は、提出された事実情報に対する反論を10日以内に提出できる。
- 商務省が自ら調査記録に加えた事実情報の提出
 - 利害関係者は、商務省が自ら調査して調査記録に加えた事実情報について、1回に限り、反論、反証を提出できる。
- その他の事実情報の提出
 - 予定された仮決定日の30日前又は現地調査開始日の14日前のいずれか早い日まで。
 - 商務省が、かかる事実情報を受け入れることとしたときは、反証の提出を認める期限を発表。

ダンピング調査手続 仮決定まで

□ 意見書の提出期限

- 仮決定に向けての意見は、調査の過程であれば何時にても、商務省に提出できる。
- 最終決定に向けての意見書は、商務省が別途期限を設定しない限り、仮決定の官報公示の日から50日後まで提出できる。
 - ・ 但し、通常は、現地調査報告書発出の日程との関係で調整される。

□ 輸出生産者の質問状回答を検討した上で、利害関係者（通常は国内産業）が行う次の主張の提出期限

- ・ 正常価格の基礎とすべき市場の主張： 10日以内
- ・ コスト割れ販売の主張、主要原材料が関連者から購入されている旨の主張： 20日以内
- 当該主張に対する他の利害関係者の反論及び反証： 上述の主張が提出された日から10日以内。

ダンピング調査手続 仮決定

□ 仮決定：

- ・ 商務省は、それまでに提出されたデータを踏まえ、ダンピングマージンを計算し、仮決定を行なう。
- ・ 開始の日から140日後。但し、調査開始後190日後まで延長することができる。
- ・ 仮決定は、その概要を商務省のウェブサイトにて公表。その後に官報公告。

－ マージン率が 2%未満であっても、調査は継続。

注：ITC がシロの損害仮決定を行った場合、商務省はそもそもダンピング調査を行わない。

□ 暫定措置

- ・ 2%以上のマージン率の輸出/生産者の産品輸入に対し、暫定措置を賦課。
- ・ 現金預託の指示（調査対象産品の範囲、関税の徴収の開始、関税額など）は、関税担当部署に対してケーブルまたはEメールで送付。

ダンピング調査手続 仮決定後

□ 証拠の提出期限

- ・ 仮決定の30日前または現地調査の14日前のいずれか早い日まで。

□ 現地調査

- ・ 初回調査においては、通常、仮決定の後。
- ・ 通常、販売データについて1週間、コストデータについて1週間の計2週間。
- ・ それぞれについて2名から3名の担当官を派遣する。
- ・ 通常、現地調査アウトライン（調査項目の詳細）を、現地調査開始の7日前までに発出。

ダンピング調査手続 仮決定後

□ 最終意見書・反論書、公聴会

- ・ 非市場経済における、代替価値に関する仮決定後の意見提出（仮決定前に提出された代替価値情報に対する意見提出に限定）。
- ・ 最終決定に向けての意見書は、商務省が別途設定しない限り、仮決定の官報公示の日から50日後が最終期限となる。通常は、日程の関係により別途設定される。
- ・ 公聴会は、利害関係者の請求により開催。

ダンピング調査手続 最終決定

□ 最終決定

－ 日程

- ・ 仮決定の日から75日後。
- ・ 但し、最終決定の期日を延期した場合には仮決定の日から135日後。

－ 最終決定の効果

- ・ 調査を行った輸出生産者の全てが2%未満のマージン率であった場合、調査は終了。
- ・ その他の場合、最終決定のマージン率を賦課。

□ 事務的誤りの訂正

- ・ 最終決定の書類開示後、5日以内に計算間違い等の訂正を求めることができる。

損害認定手続 最終調査段階

□ 最終調査段階の手続

- 商務省の仮決定後、最終調査日程を公表。
- 質問状の作成、発送
 - 利害関係者より、質問の内容、項目について意見を聴取し、調査対象産品の特性を考慮した質問を作成。
 - 質問状の発出、回収。
 - 検証（国内産業のデータ検証。逸失販売の検証。その他、独自調査）。
- 公聴会前スタッフレポート配布
 - 秘密版のみ。公聴会の約2週間前。

損害認定手続 最終調査段階

□ 最終調査段階の手続

- 利害関係者の公聴会前意見書（Pre-hearing brief）提出
 - ・ 公聴会の4日前。
 - ・ ページ制限なし。実体上、証拠及び意見を制限無く提出できる最後の機会。
- 利害関係者の書面による証言提出
 - ・ 公聴会の3日前。（この時期に、商務省はマージン最終決定を公表し、ITCへ通知する）
- 公聴会（Hearing）
 - ・ 通常は1日。提訴者及び被提訴者とも、証言の時間制限あり。
 - ・ 両当事者の証言の後、委員及びスタッフから質問あり。
 - ・ 秘密会（in camera）の請求可。

損害認定手続 最終調査段階

□ 最終調査段階の手続

- 利害関係者の公聴会後意見書 (Post-hearing brief)
 - ・ 15ページ限。それに加え、ITC 委員からの質問への回答を提出
 - ・ 公聴会から約 1 週間後。
- 最終スタッフレポート（マージンに基づく分析を加えたもの）
- 利害関係者の最終弁論書提出
 - ・ 15ページ限。
 - ・ 公聴会から約 1 か月後。

損害最終決定、賦課命令

□ 損害に関する最終決定

- ITC委員の投票：
 - 商務省本決定から45日後。
 - 具体的日時は公聴会の最後に公表。後に変更あり。
- 委員会意見の公表。

□ AD措置賦課命令の公告

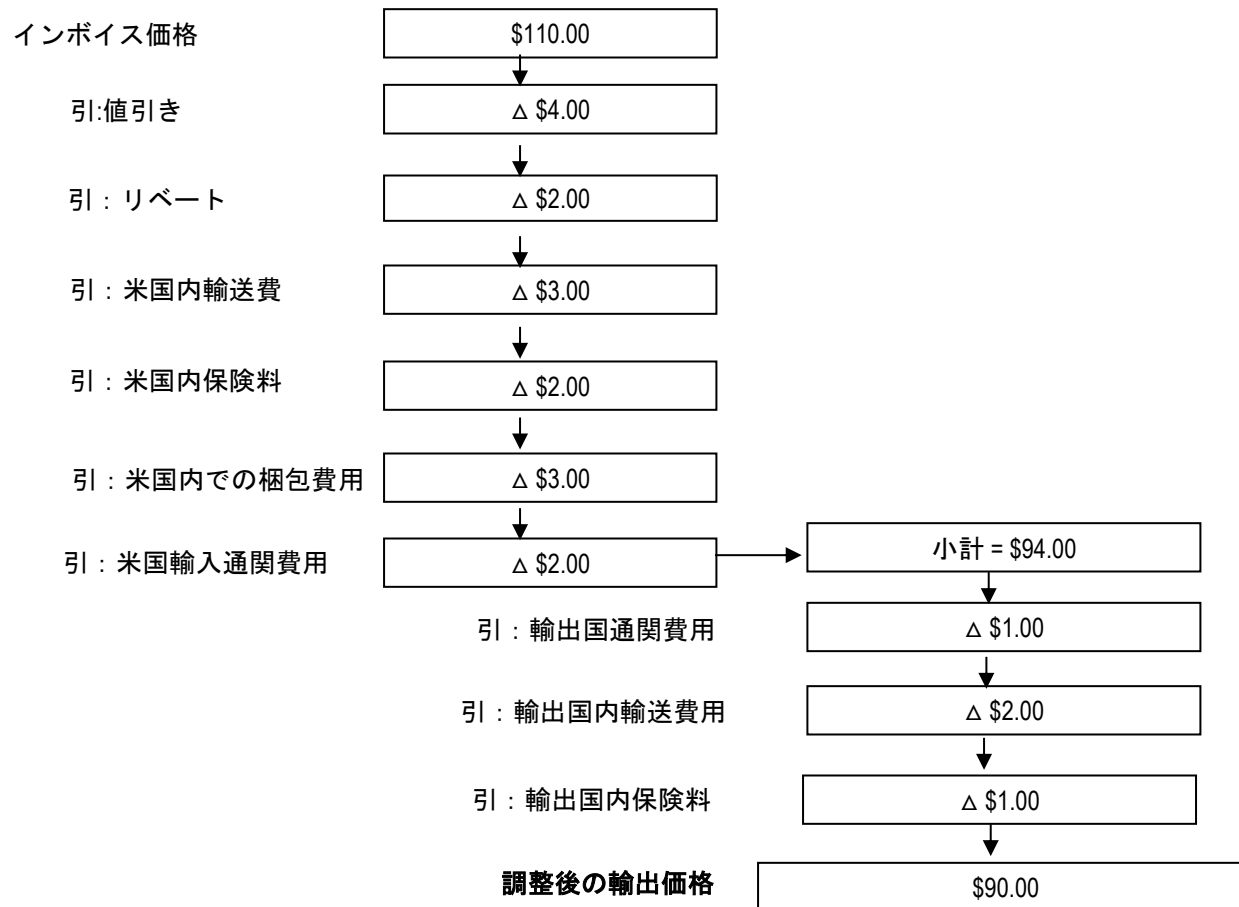
- ITCが損害クロ決定を行った場合、その決定の7日以内に、商務省は、AD最終措置を正式に賦課する命令を公告する。

資料の閲覧、入手

- 公開版の調査上の記録（当局の書状・質問その他の通知、回答、証拠、意見、会合議事録など）
 - 次のウェブサイト及び資料室で常時公表されている。
 - ・ 商務省: ACCESS (<https://access.trade.gov/login.aspx>)
 - ・ ITC : EDIS (<https://edis.usitc.gov/edis3-external/app>)
- 機密情報
 - 利害関係者の弁護士（及び補助員）は、商務省、ITCに Administrative Protective Order (APO) を申請することにより、調査手続の期間、ビジネス機密扱いとされた全ての情報を閲覧し、入手することができる。
 - 弁護士は、調査手続中、当該情報の機密を保持し、終了後はそれら情報を破棄する義務を負う。

輸出価格の計算

EPの計算(米国商務省の例)



出典 <http://enforcement.trade.gov/petitioncounseling/ppt/me-information.ppt>

米国反ダンピング調査手続及び輸出価格計算の概要

輸出価格の計算 EP

- 輸入者が「非関連」である場合：“Export Price” (EP)
 - 基礎とする販売価格： 輸出者が米国へ販売した価格
（生産者が出荷時に米国販売であることを知っている場合、生産者の販売価格）
 - 控除する経費（個別の状況において該当する経費に限る）
 - ・ インボイス価格からの値引き額、リベート額
 - ・ 輸送費用（米国内・国際・輸出国内の運賃・保険料、コンテナ費用、工場出荷後の倉庫費用等）
 - ・ 通関諸掛かり（米国通関費用、輸出国通関費用、米国輸入税、輸出国の輸出税）
 - ・ 米国内で要した梱包費用
 - ・ （輸出国における米国販売のための梱包費用が価格に含まれていない場合、加算）
 - 次の費用は正常価格の費用と輸出価格の費用との差額を正常価格に加減して調整する。
 - ・ 金利費用、宣伝広告費、技術指導費、出荷前倉庫費、在庫費用、保証費、ロイヤルティ
 - ・ 輸出国における、米国向け梱包費用と国内（又は第3国）販売向け梱包費用の、差額
 - 加算： 還付された原材料の輸入関税。但し、輸出製品と当該原材料との関連が不明である場合には、加算しない。

輸出価格の計算 CEP

- 輸入者が「関連」である場合 “Constructed Export Price” (CEP)
 - 基礎とする販売価格：通常、関連輸入者が米国の非関連顧客に販売したインボイス価格
 - 控除する経費（個別の状況において該当する経費に限る）
 - ・ EPの場合に控除する費用
 - ・ 米国内追加加工費用（但し、米国内の生産に係わる販売が少ない場合、当該販売を報告する必要はない）
 - ・ 非関連の販売代理人に対する販売手数料
 - ・ 米国内で発生した在庫費用、信用費用、保証・補償費
 - ・ その他、米国内の関連輸入者が販売に要した費用（輸入者の間接販売費用を含む）
 - ・ 米国内利益（全ての正常価格取引及び輸出価格取引から生じた利益総額を、総原価及び総費用の合計額に対する米国内原価・費用の割合で、米国に配賦した額）

関連・非関連の別

□ 関連・非関連の区別

- 回答企業（個人を含む）とその取引先企業（個人を含む）が次の関係にある場合、商務省は、それら2者を関連者とする。
 - ・ 家族の一員（兄弟姉妹、配偶者、並びに尊属及び卑属）。
 - ・ ある人が両者の役員または取締役を兼務していること。
 - ・ 両者が、あるパートナーシップのパートナー（組合員）である場合。
 - ・ 雇用者と従業員の関係にある場合。
 - ・ 一方が直接または間接的に他方の議決権付株式の5%以上を保有している場合。
 - ・ 一方が他方を直接または間接的に支配（control）し、または双方が同一の第三者の支配下にある場合。
 - ・ 一方が他方を支配している場合。

除外できる輸出取引

- 個別輸出者/生産者の平均輸出価格を計算する際に、その基礎となる輸出取引データから除外される輸出取引（次のいずれか）
 - 次の2条件を満たす、即ち「売買」ではない取引
 - ・ 所有権が移転していないこと。
 - ・ 対価の提供がないこと。
 - 次の条件を満たす変則的（atypical）な販売（当初調査に限る）
 - ・ 当事者から変則的な販売である説得力ある理由が示されること。
 - ・ 少量の米国販売（全体の5%未満）であること。
 - ・ 「変則的」か否かの判断は商務省の裁量。

正常価格の計算

正常価格の基礎とする価格

- 輸出価格と比較を行う市場(国内市場あるいは第三国市場)の検討
 - 輸出国の国内市場は、輸出価格との比較を行う市場として優先される。
 - 国内市場への販売が正常価格の基礎として適切ではない場合、
 - 第三国輸出価格を検討することができる。
 - また、かかる場合、構成価格によることもできる。
- 国内市場への販売を正常価格の基礎とすることの適切性
 - 5%有効性テストにより判断する。

5%有効性テスト (“viability test”)

- 5 %有効性 (viability) テスト

国内市場（または第三国市場）の販売量が、米国への輸出量の5%以上であるか

- まずは、輸出国の国内販売に適用。次いで、当該輸出国から第三国への輸出販売に適用。
- このため、質問状では、国内販売及び第三国輸出販売上位3ヶ国の数量及び販売額の提出を求める。
- 有効な第三国がない場合には、構成価格を正常価格とする。

生産原価割れテスト

- 生産原価（コスト）割れの販売は、「通常の商取引」ではないと考えられ、かかる販売が次の条件を満たしている場合、正常価格の計算から除外することができる：
 - － 相当な数量（モデルごと、20%以上）
 - － 長い期間（通常1年）
 - － 合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格（コスト割れ価格）
- 生産原価（コスト）割れテストを実施：
 - － モデル別の判断
 - ・ 生産原価割れ販売が20%未満 → 全販売を正常価格データとして用いる
 - ・ 生産原価割れ販売が20%以上 → 生産原価以上の販売にかかる価格を正常価格の算出に用いる
 - ・ 全販売が生産原価割れ販売 → 最も類似するモデルについて、検討する。
比較できる類似モデルがない場合、構成価格を用いる。

生産原価割れテスト

□ 「国内販売価格（または第三国販売価格）」と「生産原価」を比較する

- 「国内販売価格（または第三国販売価格）（Comparison Market Net Price：CM純価格）」（出典：US DOC Antidumping Manual Chapter 8）

= 国内販売価格（または第三国販売価格）（グロス販売単価）

- 値引き・リベート
- 輸送関係費
- 直接販売費（手数料、与信費用、ワランティ等）
- 間接販売費（広告宣伝費等）
- 当該（国内または第三国）市場向け梱包費（材料費、人件費、間接費）

- 「生産原価（Cost of Production）」（出典：US DOC Antidumping Manual Chapter 9）

= 製造原価（COM）（直接原材料費、直接労務費、変動製造間接費、固定製造間接費）

+ 販売・一般管理費（SG&A）、財務費用

※通常1年間の平均原価。価格変動の激しい原材料を主原料とするなど例外的な場合、四半期ベース。

※通常COPは、COM+SG&A+財務費用に当該市場向け梱包費を加算したものであるが、生産原価割れテストの場合は、比較する市場の販売価格（国内または第三国販売価格）の方で調整（控除）する。

関連会社間の取引

□ 販売価格について

- 正常価格に使用される典型的な国内市場販売は、非関連者への販売である。
- 直接の顧客が関連者である場合、その取引価格が独立事業者間（at arm's-length）価格であるか検討する。
 - ・ 関連企業への販売価格が非関連企業への販売価格の98%から102%の範囲にある場合、独立事業者間価格であると判断する。
- そうではない場合、正常価格の基礎とするため当該関連顧客の再販売（川下販売）を提出することを要請するか否かを検討する。

□ 原材料価格について

- 主要な原材料の供給者が関連者である場合、当該購入価格、当該供給者の生産原価、市場価格のいずれか高い価格を原材料原価とする。

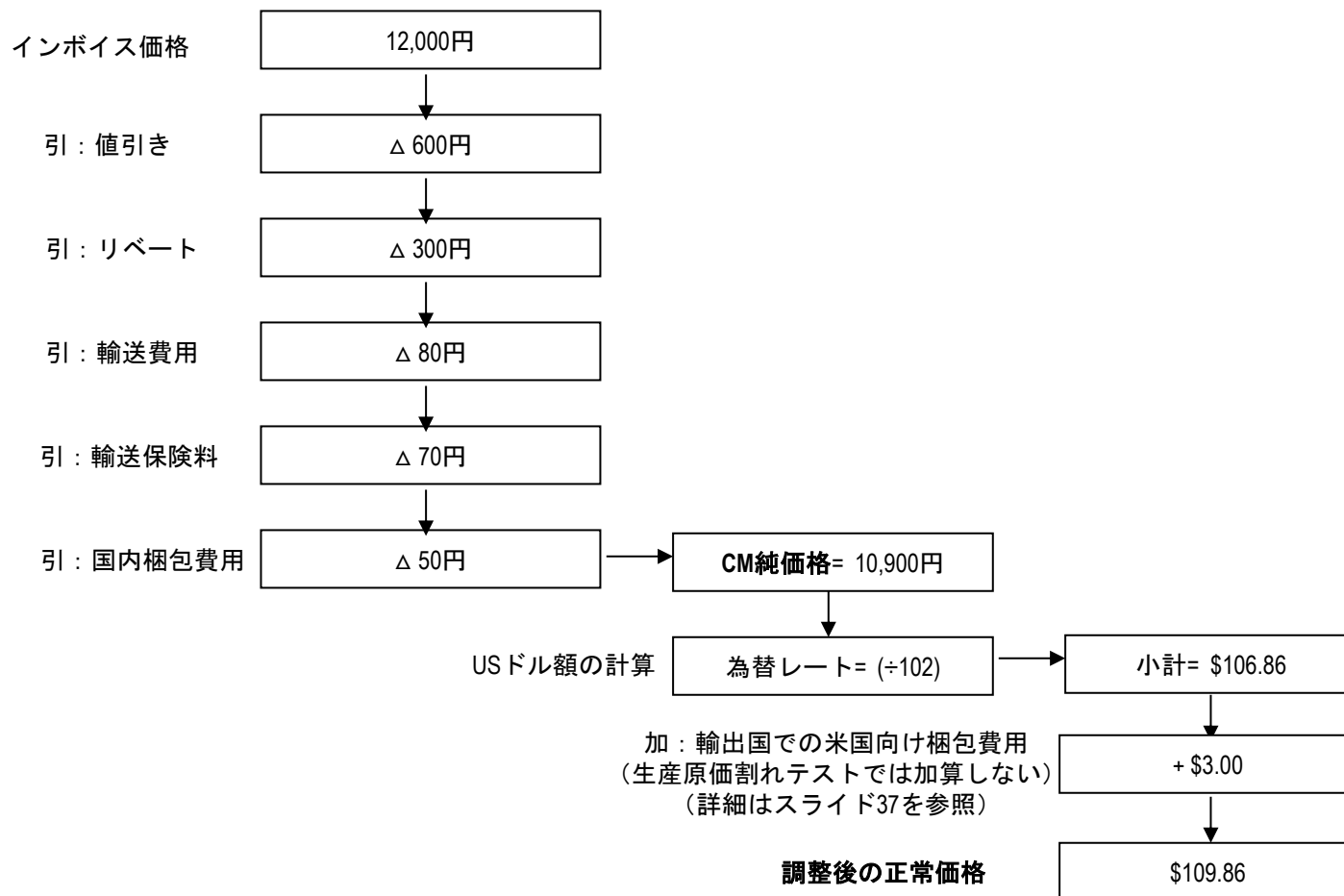
構成価格

- 事例により、構成価格を正常価格の基礎として使用しなければならない。
 - 5%有効性テストをパスした国内販売、第三国販売がなかった場合
(この場合は、全モデルについて、構成価格を用いる)
 - 特定のモデルについて、コスト割れテストをパスした販売がなかった場合
 - その他、「特別な市場の状況」の存在により、販売価格を正常価格の基礎として使用できない場合。
- 構成価格は、製品特徴で最小単位の製品又はモデルそれぞれについて、計算する。その構成は次の通り。
 - 生産原価 (COM) (原材料費、労務費、変動製造間接費、固定製造間接費)
 - 販売・一般管理費 (SG&A)、財務費用 *注1
 - 正常価格の基礎として使用される全国内販売の平均利潤 *注2
 - 輸出市場向け梱包費 (製品の個別包装にかかるものではない)

注1: 調査対象製品と同種の製品の国内販売がない場合、個別事例の状況により、類似製品の国内販売データ、または他の生産者のデータ等から計算する。

注2: 正常価格の基礎として使用される国内販売がない場合、個別事例の状況により、類似製品の国内販売についてのデータ、他の生産者データ等から計算する。

正常価格 計算（米国商務省の例）



出典 <http://enforcement.trade.gov/petitioncounseling/ppt/me-information.ppt>

正常価格 非市場経済

- 市場経済国の場合、比較市場における同一又は類似の製品の販売又は生産原価に基づく「正常価格」を使用する。
- 中国、ベトナムなどの非市場経済国の場合、生産要素（the factors of production（FOP））とそれら生産要素の代替価値（単価）に基づき計算する構成価格を「正常価格」とする。

マージンの計算

モデルマッチング

□輸出販売と国内販売（または第三国販売）とを比較する場合、販売されたモデルの物理的特徴に加え、次の点を考慮する。

- 製造者（同一の製造者が製造した製品と比較する）
- 一級品か、非一級品か（物理的特徴は同一であるものの表面のキズなど品質が劣るもの（非一級品）がある場合、同一品質の製品と比較する）
- 同一製品か、類似製品か（同一製品との比較を優先する。）
- 商取引の段階（同一の商取引段階の販売との比較を優先する）
- 同一の製品ではなく類似する製品の販売と比較する場合、「製品の差異」（各モデルの原材料費＋労務費＋変動製造間接費の合計額の差額）調整を、正常価格に加算又は控除して行う。

□上述の要素は、全ての手続において同一の順位により検討される。

□なお、市場経済において構成価格を使用する場合及び非市場経済の（代替価値に基づく構成価格を使用する）場合、モデルマッチングは不要である。

モデルマッチング

- 輸出版売と同一製品の国内販売（または第三国販売）との比較が優先される。
 - ・ この目的のため、質問状において、全ての販売に、製品特徴データが要求される。たとえば、調査対象産品がパイプであれば、外径、内径、コーティング、表面仕上げ、両端のねじ山・カップの有無、など。
- 同一製品が国内販売（または第三国販売）にない場合、輸出版売は類似の製品と比較される。
 - 全ての物理的特徴が一致する場合、国内販売（または第三国販売）の製品は輸出製品と同一であると判断される。
 - 製品特徴リストには優先順位が付されている。通常は、質問状において、その重要度順に記載されている。
 - ・ 調査対象産品がパイプであれば、外径、内径、コーティング、表面仕上げ、両端のねじ山・カップの有無、という順に重要度が示され、両端のねじ山・カップの有無のみが異なるモデルが最も類似すると判断される。

輸出価格と正常価格を比較するための調整

- モデル・マッチングの後、輸出価格と正常価格を比較するため以下の調整を行う

輸出価格（EP）と比較する場合

調整後の正常価格＝「CM純価格（Comparison Market Net Price）」

- + 輸向向けの梱包費用*
- 製品の差異**
- 商取引の段階の調整***
- + 輸出直接販売費*

構成輸出価格（CEP）と比較する場合

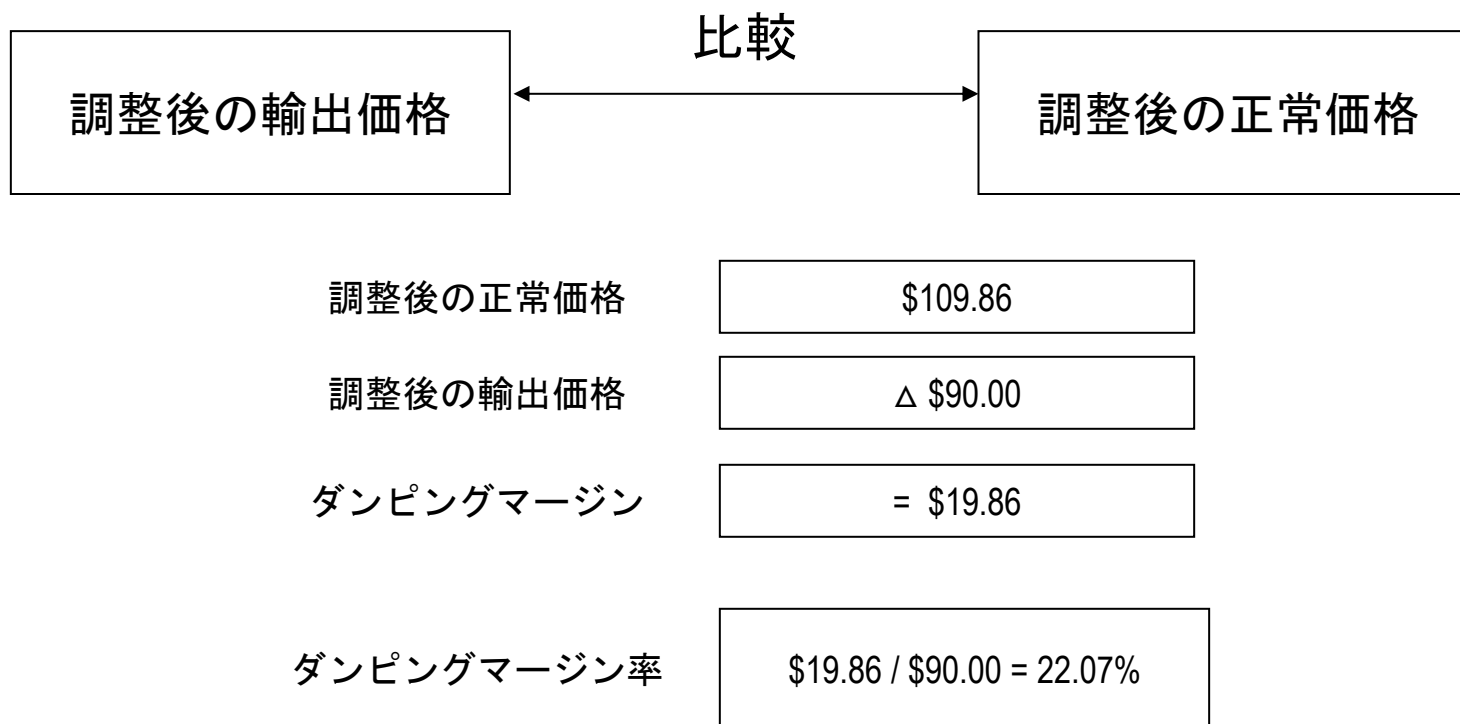
輸出直接販売費以外については、輸出価格と同様の調整を行う。輸出直接販売費は、CEPの場合にも適用されるが、実務上、輸向向けの梱包費用以外に輸出国において負担した輸出に係わる直接販売費がほとんどないため、計算式には加えていない。

- * 輸出国において負担した、輸向向けの梱包費用及び輸出に係わる直接販売費は、（輸出価格から控除せずに）正常価格に加えることで調整される。
- ** 製品の差異は、輸出品と類似する比較市場の製品と比較する場合に、工場変動費（原材料費＋労務費＋変動製造間接費の合計）の差で調整する。但し、20%以上の製造原価差がある場合、次の類似の製品を比較対象とする。
- *** 適用ある場合に限る。

注：輸出版売の日に適用される外国為替レートに基づいて外国為替の換算を行う。

ダンピングマージン計算例

基本実務： 調査対象期間について、加重平均正常価格と加重平均輸出取引とを比較するものである。



出典 <http://enforcement.trade.gov/petitioncounseling/ppt/me-information.ppt>

ダンピングマージン計算例 (複数のモデルがある場合)

輸出価格及び正常価格は、モデル及び商取引段階毎に、調査対象期間について加重平均される。

モデル	正常価格	輸出価格	差	数量	税	合計価値	マージン
1	13	11	2	10	20	110	18.2%
2	12	11	1	5	5	55	9.1%
3	11	13	-2	8	-16	104	-15.4%
4	16	13	3	14	42	182	3.1%
5	10	12	-2	12	-24	144	16.7%
6	15	11	4	9	<u>36</u>	<u>99</u>	<u>36.4%</u>
					63	694	9.1%

$$\text{加重平均マージン率} = 63/694 = 9.1\%$$

※1 正常価格、輸出価格はいずれも「調整後」の価格。

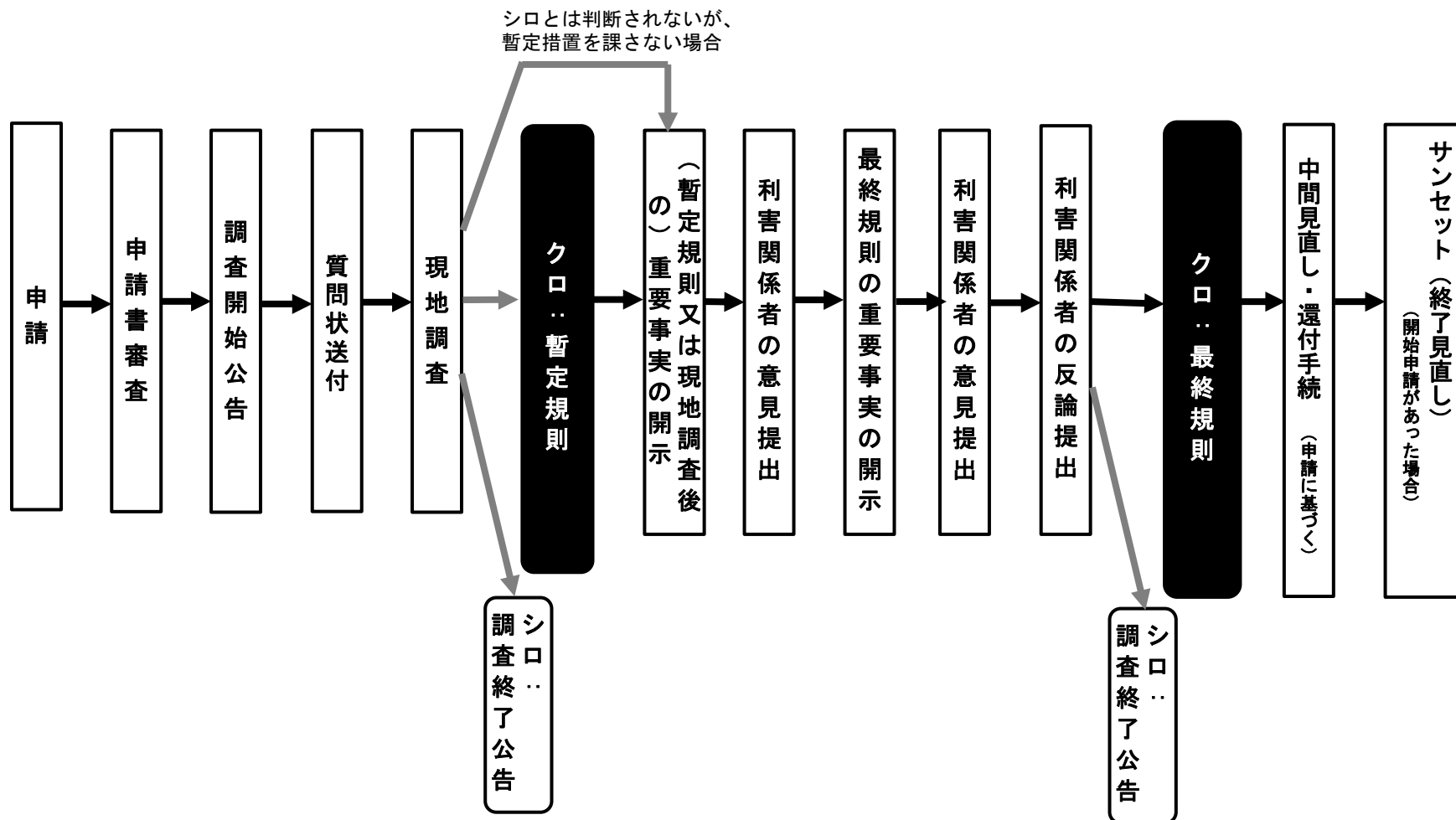
※2 例外的な場合、従量税とすることもある。

EU反ダンピング調査・ 当初調査

- ・ 調査プロセス
- ・ 証拠意見提出の機会
- ・ マージン計算

調査プロセスと証拠意見提出
の機会

A D 手続の流れ



担当機関 ・ 調査開始前手続

- 担当機関： 欧州委員会通商局（DG Trade）
 - ダumping調査及び損害調査の双方を並行して進める。

- 調査開始前手続
 - 調査申請書の提出
 - 申請書の審査
 - ・ 申請書受領後45日以内に、調査開始決定または却下を行う。
 - ・ 調査対象産品の範囲の確定（AD税の発動が問題なくできることを確認）。
 - ・ EU域内産業の支持の状況の確認。
 - ・ 小質問状を域内全生産者に送付。

調査開始公告

□ 調査開始公告

- 知り得た輸出者・生産者ではない輸出国の輸出者・生産者に対する通知：
 - ・ 調査開始公告において、15日以内に欧州委員会へ通知することが求められる。
 - ・ なお、調査開始公告自体には、知り得た輸出者・生産者は記載されない。
- サンプリング調査を行う場合、
 - ・ 利害関係者は公告の日から21日後まで、情報を提出することができる。
 - ・ 欧州委員会は、サンプリング質問状を発出する。
- その他（日数は個別事例により若干異なる）
 - ・ 非市場経済の輸出者による市場経済扱いの請求： 21日以内。
 - ・ 利害関係者の意見及び事実情報の提出： 37日以内。
 - ・ 公聴会の開催請求： 15日以内。

質問状

□ 当初質問状の送付・回答

- 受領者（輸出・生産者、国内生産者）の回答期限は、37日後。
- 延長は、個別の状況を勘案して、数日から2週間程度認められる。
- 質問の回答提出と同時に、意見を提出することができる。

□ 追加質問状

- 欧州委員会は、当初質問状の回答に不十分な部分または情報未提供の部分が合った場合、追加質問状でそれら情報を特定し、指定した期限までに提出するよう求める。
- 追加質問への回答に対する再質問を行うこともある。

現地調査・情報提出

□ 現地調査

- 調査開始公告から3ヶ月から5ヶ月後で、暫定措置を発出する前に行う。
- 通常は、2日間から3日間を費やす。

□ 事実情報・意見の提出期限

- EC規則上は特段の定めはない。
 - 通常、現地調査後では、ダンピングマージン・損害マージンの計算に係わる「新たな情報」は受け入れられない。
 - 利害関係者は、調査開始公告において、調査開始後37日以内に事実情報及び意見を提出することが認められる。

提出書類の閲覧・反論の提出

□ 利害関係者が提出した情報の閲覧

- 次の条件を満たした者は、当該情報の全てを閲覧できる。
 - 申請者、輸入者、輸出者若しくはそれらを代表する団体、ユーザー若しくは消費者団体で、且つ
 - 調査開始公告に従って、欧州委員会へ自らを知らせめた者
- 当該者は、当該情報に対して、回答し、書面による意見陳述を行うことができる。
 - 欧州委員会は、通常、提出された資料のリストを提起的に利害関係者に通知する。
- 当該者は、何時にても、欧州委員会の担当者に接触することができる。

調査手続 暫定規則（暫定措置）

□ 暫定規則（暫定措置）

－ 個別AD税率の設定

- ・ 提出されたデータ及び検証結果を踏まえ、ダンピング、損害、因果関係、共同体利益の全てでクロであった場合、損害マージンと比較の上、個別輸出生産者のAD税率を決定する。
- ・ 調査に完全に協力した者のみが個別のAD税率の設定を受けることができる。最終措置においても同様。

－ その他レートの設定：協力的な輸出・生産者の割合が：

- ・ 「高い」場合、協力的な輸出・生産者のいずれかの個別レートを適用する。
- ・ 「低い」場合には、懲罰的なレートをその他レートとして設定する。

－ 2%以上のマージン率の輸出生産者の産品に対し、暫定措置を賦課。

－ 暫定措置を発動しない場合、暫定規則は発出されない。

調査手続 重要事実の開示・意見提出

□ 暫定措置にかかわる重要事実の開示

- 欧州委員会は暫定措置に係わる次の重要事実（計算書）を送付する。
 - 輸出生産者に対して：ダンピングマージン計算書。
 - 国内生産者に対して：プライスアンダーカッティング・アンダーセリング計算表。
 - また、他の利害関係者にそれら計算書・表の公開用要約。
- 上述計算書の開示は暫定措置公告後、速やかに行われる。
- 利害関係者は、
 - 暫定規則を公告した日から1ヶ月以内に意見を提出することができる。
 - 当該公告の日から10日以内に公聴会の開催を要請することができる。
 - 暫定規則に現地調査結果が含まれていることがある。この場合、その点についても意見を提出することができる。

調査手続 重要事実の開示・意見提出

□ 最終規則の基礎とする重要事実の開示

- 欧州委員会は、最終規則の基礎とする重要事実（最終規則案及びその基礎となった事実）、具体的には次の資料を開示する。
 - ・ 輸出生産者に対して：（必要に応じ修正された）ダンピングマージン計算書。
 - ・ 国内生産者に対して：（必要に応じ修正された）プライスアンダーカッティング・アンダーセリング計算表。
 - ・ 他の利害関係者に、それら計算書・表の公開用要約。
 - ・ 最終規則の記述内容の基礎となる文書。
 - ・ それまでに提出された利害関係者の意見に対する欧州委員会の応答。
- 開示は、おおよそ暫定規則から4ヶ月後。
- 利害関係者は、
 - ・ 開示がなされた日から通常10日以内に意見を提出することができる。
 - ・ 通常、意見書提出後3日以内に、他の利害関係者の意見に対する反論を提出することが認められる。
 - ・ 開示の日から3日以内に公聴会の開催を要請することができる。

調査手続 最終規則

□ 最終規則（最終措置）

- AD税を課す最終規則は、欧州理事会が発出する。
 - 欧州委員会は最終規則案をアンチダンピング諮問委員会に諮った後、欧州理事会へ提案する。
 - 欧州委員会の提案後1ヶ月以内に欧州理事会が過半数による反対決議をしない限り、可決され、最終規則となる。
 - 最終規則は、暫定規則から6ヶ月後（調査開始から15ヶ月後）に発出される。
- 最終規則における措置
 - AD税率は損害マージン又はダンピングマージンのいずれか低いものに基づく。
 - 措置は、通常、5年間有効。

輸出価格の計算

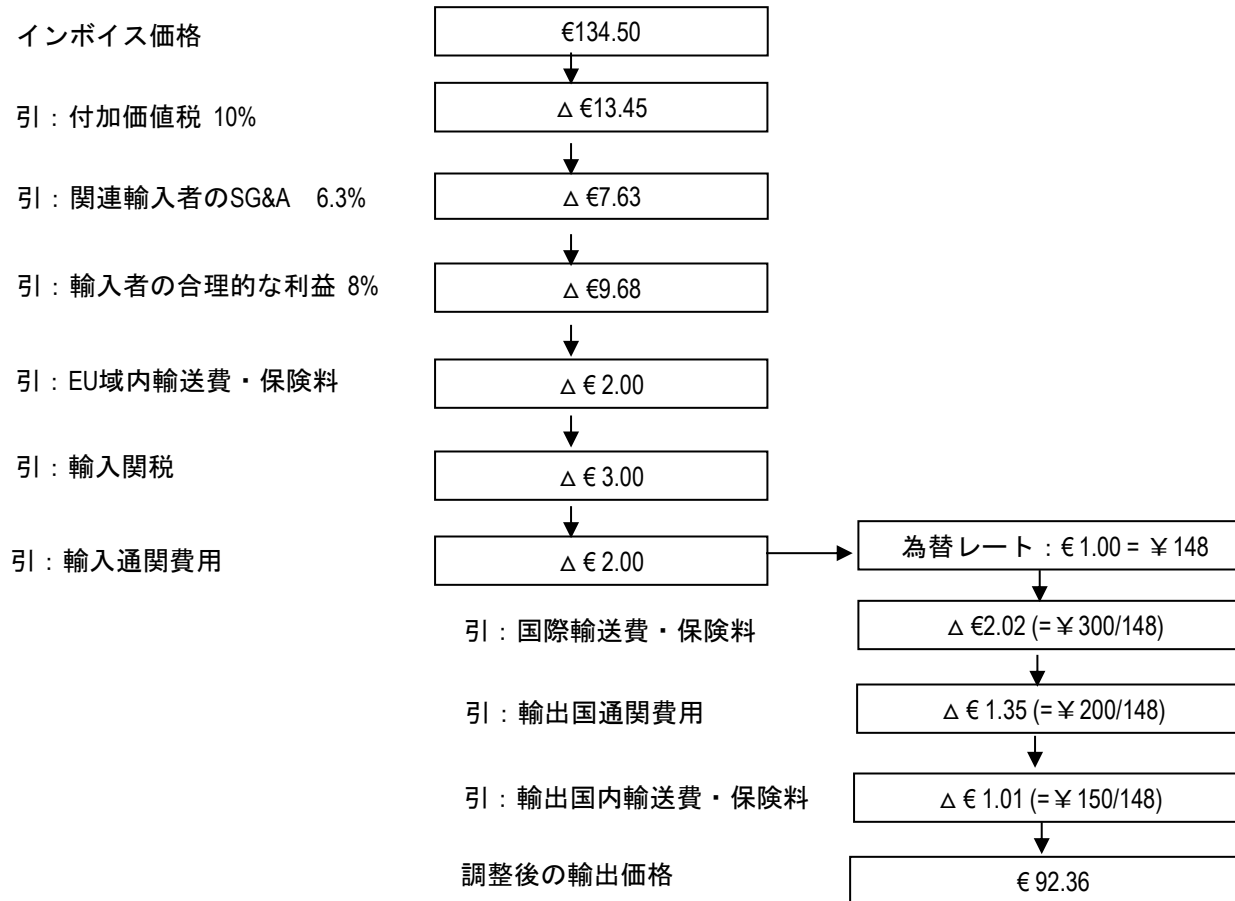
□ 基礎とする販売価格：

- EU域内の最初の独立した顧客に請求したインボイス価格。但し、ケース・バイ・ケースで別途の価格を基礎とすることもあり。
 - ・ EU域内の顧客への直接販売
 - ・ EUを輸出仕向地とする他の当事者を經由した間接的な販売
 - ・ 非関連顧客は、必ずしもEU内に所在する必要はない。

□ EPから控除する経費（CIF取引を想定。個別の状況に該当する経費に限る）

- ・ 値引き、リベート
- ・ 国際輸送費（運賃、保険料）
- ・ 輸出関税、輸出手続諸掛かり
- ・ 梱包費用
- ・ 金利費用
- ・ 製品保証費用、技術支援費用
- ・ 販売手数料（コミッション）
- ・ 銀行手数料

CEPの計算例



CEP : EPがない・信頼できない場合

- EPがない（バーター貿易などである）場合、またはEPが信頼できない価格である（たとえば輸入者が「関連」である）場合 “Constructed Export Price” (CEP)
 - － 基礎とする販売価格：
 - ・ 関連輸入者がEU域内の非関連顧客に販売したインボイス価格
 - ・ 輸入者への価格が商業的条件に基づく認められる場合、EPを採用することがある。
 - － 控除する経費（個別の状況において該当する経費に限る）
 - ・ 輸入港までに要した費用（EPにおいて控除する費用）
 - ・ 輸入関税、輸入手続諸掛かり
 - ・ EU域内の輸送費用（運賃、保険料）
 - ・ 関連輸入者の販売一般管理費
 - ・ 輸入者の利益（独立事業者である輸入者の利益率に基づく。関係輸入者の実利益では決してない！）
 - ・ EU域内付加価値税

関連・非関連の別

□ 関連・非関連の区別

- 回答企業（個人を含む）とその取引先企業（個人を含む）が次の関係にある場合、それら2者を関連者と認定する。
 - ・ 家族の一員（親子、兄弟、祖父母、孫、叔父母、姪甥、配偶者、配偶者の父母・兄弟）。
 - ・ ある人が両者の役員または取締役を兼務していること。
 - ・ 両者が、あるパートナーシップのパートナー（組合員）である場合。
 - ・ 雇用者と従業員の関係にある場合。
 - ・ 一方が直接または間接的に他方の議決権付株式の5%以上を保有している場合。
 - ・ 一方が他方を直接または間接的に支配（control）し、または双方が同一の第三者の支配下にある場合。
 - ・ 第三者が両者を支配している場合。

除外できる輸出取引

- 個別輸出者/生産者の平均輸出価格を計算する際に、その基礎となる輸出取引データから除外される輸出取引（次のいずれか）
 - － 無償サンプル
 - ・ 無償サンプルの取扱いについて定まった実務対応はなく、回答企業が報告した方法に拠っている。
 - － その他、個別の状況を勘案して、一部の輸出取引を輸出価格に含まないことがある。

正常価格の計算

正常価格の基礎とする価格

- 正常価格として、国内販売価格を使用する条件
 - 独立した顧客（関連者であってはならない）が生産者に支払った又は支払うべき価格。
 - 当該価格が、次の全てのテストを満たしていること(条件の充足を確認する順)
 - ・ 十分な数量テスト（全体テスト、製品タイプ・モデル別テスト）
 - ・ 利潤テスト（製品タイプ・モデル別テスト）
- それらテストを満たさないモデルの正常価格は、次の価格により認定される:
 - ・ 構成価格（製造原価+ SG&A + 利潤）
 - ・ 他の輸出生産者の国内販売取引
 - ・ 第三国への輸出価格（これまで殆ど用いていない。）

国内販売価格を使用する条件

□ 十分な数量テスト（米国流には”viability test”）

– 次の2つのテストをクリアしなければならない。

(i) 全体テスト（全て国内販売を対象として実施）

国内販売された同種の製品の数量は、少なくともEUへの全輸出数量の5% 以上でなければならない。

(ii) 製品タイプ・モデル別テスト（製品タイプ・モデル別に実施）

国内販売された製品タイプ・モデルごとに、それぞれ、少なくともEUへ輸出された同一製品タイプ・モデルの数量の5% 以上でなければならない。

– 5%未満であったモデル： 構成価格を用いる。

十分な数量テストの例

市場	モデル	数量
EU輸出販売	A	100
	B	50
	Total	150
国内販売	A	4
	B	4
	Total	8

モデルA 及びB の正常価格は、輸出者の国内販売価格を基礎とすることができるか？

テスト1 – 全体

$$8/150 = 5.3\% \rightarrow \text{YES}$$

テスト2 – 製品タイプ・モデル別

$$\text{モデルA} = 4/100 = 4\% \Rightarrow \text{NO}$$

→ 構成価格を使用

$$\text{モデルB} = 4/50 = 8\% \Rightarrow \text{YES}$$

→ 国内販売価格を使用

利益性テスト（生産原価割れテスト）

□ 利益性テスト（製品タイプ・モデル別の実施）：

- 各国内販売取引と当該年の平均生産原価を比較し、当該国内販売について利益がでているかを判断する。
 - 80%以上の国内販売に利益が生じている場合
 - 全ての国内販売は「通常の商取引」とされ、正常価格の算出に用いられる。
 - 80%未満の場合
 - 利益の生じている国内販売のみが正常価格の算出に用いられる。
 - 利益性テストを通過した国内販売がない場合
 - そのモデルについて、構成価格を用いる。

非市場経済の場合の正常価格

□ 市場経済の場合

- 正常価格は輸出生産者が提出した情報に基づき認定される。

□ 非市場経済の場合

- 正常価格は第三国の市場経済国（類似国）(analogue country)の生産者が提出した情報に基づき認定される。
 - ・ 中国、ベトナム、モルドバ、カザフスタン、ベラルーシ。
- 但し、個別輸出者がM E T（市場経済扱い）又はI T（個別レート扱い）を請求することができる。

マージン計算

マージン計算のための比較方法

□ 基本的考え方

- 公正
- 同一の商取引段階
- できる限り同一の時期
- 輸出価格と正常価格の比較に影響を与える差異に妥当な考慮を払う
(調整)

□ 比較方法

- 平均 (国内価格) 対 平均 (輸出価格)
- 製品タイプ・モデル (製品コントロール番号)別に計算。

輸出価格と正常価格の比較に影響を与える差異

□ 調整

- 輸出価格と正常価格が比較できるベースになれば（not on comparable basis）、以下の場合について調整がなされる。
 - ・ 調整する意味がある場合（輸出者ごとに）
 - ・ 輸出者から要請され、価格及び比較可能性に影響を与えることが証明された場合
 - ・ 二重調整とならない場合

調整の対象となる項目

- a. 物理的特徴
- b. 輸入手数料、間接税
- c. 値引き、リベート、数量
- d. 商取引の段階
- e. 輸送費、保険料、取扱い手数料、積み込み費、及び付帯費用
- f. 梱包費
- g. 金利費用
- h. アフターセールス費用
- i. 手数料
- j. 外国為替費用
- k. その他の要因

議事要旨

- 昨年12月の貿易救済措置の実務に関する研究会は、WTO事務局、米国及びEUの当局から実務担当者を招いて、各国のアンチ・ダンピング制度の実務的な側面につき、詳細な議論がなされ、さらに各国・地域の特徴の相違に基づく対応方法の違いが対比され、極めて有意義なものであった。特に、それぞれ自国のプラクティスの特徴を踏まえた上で、自国と違うプラクティスについて尊重しながら、自国の特徴について実務的に解説していくことがわが国の今後の調査に非常に役立つとの認識が共有された。
- WTO・AD協定文言における建設的な曖昧さは、規定の文言の不備、欠缺に至る所に生じさせている。各国当局は、それらを上級委員会の精査に耐え得るよう実務に落とすことに苦慮しているところが明確となった。これらの点は、WTO事務局・ルール部と共に、最適解を探っていく必要がある。
- 正常価格について、国内販売価格が使えない場合に、EUは構成価額を、米国は第三国価格の使用を検討するとしていた。この点について、第三国に対してもダンピングをしているおそれがあるとの指摘がなされ、さらに調査当局はいずれにせよ生産原価情報を収集しなければならないことから、構成価額の活用を検討しても良いのではないかと指摘があった。
- 輸出製品と同一製品の国内販売がなかった場合について、EUは構成価額を使うとしたが、米国は、類似の産品を比較対象として、その産品と輸出モデルとの変動原価の差額で調整することを基本とするとの説明があったと。このような違いについて、今後、研究しておくべきとの意見があった。
- 輸出価格の基礎とする販売を特定する方法として、米国、EU当局ともに、輸出/生産者が産品販売時にその産品が特定国に輸出されるという認識があったかどうかという点から、ケース・バイ・ケースで判断するとの議論がなされた。この点については、今後も意見交換等を行い、深掘りすべきである。
- 開示すべき情報、情報開示に関する取り扱いについて、各国間で開きがある。特に、当事者から提示された情報を含め調査上の記録にアクセスするシステムを作っているか、体系化しているかという点で各国間の違いがあるが、オンライン化という方向にある点には共通性がみられた。

- 秘密として取り扱って良い情報範囲は WTO 法上のルールとしても不明瞭な点が残っている。そのため、秘密にして良い情報の区別が国によってかなり異なる。この点は、WTO 紛争を通じてルールの内容が明確化されてゆくのではないかと指摘があった。当局としては、開示基準を設定しておくなどを検討する余地がある。
- 調査の透明性の確保は、各国当局が腐心している点であった。EU では、情報の秘密の保持と透明性の確保をバランスさせる目的で、ヒアリングオフィサーを設置して、第三者の立場から AD 手続き自体を監視する制度も設けたとのことであった。
- 米国の APO 制度は、利害関係者を代理する弁護士のみビジネス機密情報を開示する制度である。これについて、米国当局は、個別事例の事実について弁護士の理解が深まり、利害関係者及び調査当局の間で建設的な議論が行われる基礎となっていると指摘し、当局自身が APO システムに信頼を置いていることが明らかとなった。他方、APO システムは、米国の JPO システムという司法制度に根ざしたものであり、わが国の法曹界の努力が必要であるとの指摘があった。
- 情報開示の範囲、タイミング、方法、当事者の巻き込み方は、上述のとおり、各国とも、デュープロセスと効率的な調査と両立させるという AD 協定の要請に対して、行政手続きにおいて当局に期待される役割、当局が職権を持って調査すべき範囲の価値観の違い、根本的な法律システムの違いを踏まえた制度を採用、運営しているものであることを認識する必要がある。
- WTO 紛争解決事例数は多く、また新規のパネル・上級委員会報告書も次々と配布されているところから、専門家等の中で協力し合って勉強できる環境をつくることを検討してよい。
- インドその他の新興国の AD 件数が近年増加しているところであるが、それら新興国は何を考えて、どのように実務をやっているのかという点についても、今後の検討項目であるとの指摘がなされた。
- 人材育成は、各国当局とも努力している点で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが重要であることが認識された。
- 大学教育の役割について、数字、法律などの基礎的な社会科学的素養をきちんと身

貿易救済措置の実務に関する研究会 議事要旨
(平成27年1月28日)

に付けさせると共に、通商の世界の面白さ、国際経済も国際関係の重要な一部であることに興味を持った人材を社会に送り出していくということではないかとの指摘があった。

以 上